

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和3年11月16日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

10 番 高 木 寛

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成

健康づくり課長	齊藤孝一	環境課長	高根浩司
商工観光課長	加瀬博久	農水産課長	多田一徳
建設課長	浪川正彦	都市整備課長	栗田茂
上下水道課長	宮負亨	教育総務課長	杉本芳正
体育振興課長	柴栄男		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問は、質問席でお願いします。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 通告順により、崎山華英議員、ご登壇願います。

（1番 崎山華英 登壇）

○1番（崎山華英） おはようございます。議席番号1番、崎山華英です。7月の任期開始から、本当にこの4か月間はあっという間で、2回目にして早くも任期最後の一般質問となりました。精いっぱい行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回質問する項目は、大きく3つです。

項目1は、妊活から産後のサポートについてお尋ねします。

本市だけでなく、少子化問題は日本全体の問題と言えます。男女ともに30代から妊娠が成立する確率が減り、特に女性に関しては、35歳から妊娠する力、妊孕性がぐっと下がると言われています。日本の社会の仕組み上、女性にとって一番妊娠しやすい20代は学業や仕事に費やしてしまうことが多いことが現状としてあります。

厚生労働省のデータでは、近年、女性が第1子を出産する平均年齢は31歳頃と言われています。つまり、1人目を30代初めに産出したとしても、2人目以降を考える頃には、前回妊

娠したときよりも妊孕性がぐっと下がってしまっていることが多いと考えられます。

同じく厚労省のデータですが、不妊治療を行ったことがある、現在治療をしているカップルは全体の約5組に1組ということで、割合としても、子どもが欲しいのに思ったように妊娠できないカップルは決して珍しくない状況だということがうかがえます。妊活に関してはプライベートな問題であるので、なかなか表向きには出てきませんが、本市においても同じく悩んでいらっしゃる方は、今も、今までも多くいらっしゃるのではないかと考えます。

そこで、（１）妊活サポートについて、本市での妊活支援の取組は、何かされていることはあるかお尋ねします。

続いてですが、無事に妊娠されて、妊婦の方へ、妊娠中のケアだけではなく、今回は陣痛、出産時における不安に寄り添えるサポートについてお尋ねします。

出産時は、計画分娩とならない限り、予定日が近づくと、いつ陣痛が起きるか分からない状況に、妊婦の皆さんは不安と緊張の中、過ごすことが多いかと思います。産院のほうも陣痛が来たら連絡してくださいと言うだけなので、陣痛が起きた場合の産院への移動方法は家庭に任されているのが現状かと思います。

しかし、必ずしも陣痛時に周りに頼れる家族がいないケースも珍しくはなく、家族はいらっしゃっても、ふだん働いて、自宅にいない時間帯があったり、すぐには駆けつけられない場合も多くあるかと思います。

そこで、（２）の質問として、出産時の支援について、出産時の支援やケアについて、具体的には陣痛時の産院への移動に関して、本市で何かサポートはあるのかお尋ねします。

続いて、出産後のケアやサポートについて、（３）の質問です。

産後のケア・サポートについて、本市で行っている取組は、既に様々あるかと思いますが、今年の４月からスタートした産後ケア事業についても含めて、どのようなものが現状あるかお尋ねしたいと思います。

項目２に移ります。

不登校児・生徒の現状と支援についてお尋ねします。

昨年度、国内の小・中学生の不登校は19万人以上と、過去最多の数となっているそうです。昨年からの新型コロナの流行により、学校や家庭の環境が大きく変わっていったことも影響していることが考えられます。

本市におきましても、コロナ禍以前から、いわゆる不登校となってしまう子どもが多くいらっしゃる現状があると思い、質問をさせていただきます。

本市の不登校に関する現状について、不登校児童・生徒数と、市内の本庁舎に置かれています適応指導教室フレンドあさひを利用されている小・中学生の人数をお尋ねします。

続いて、（２）不登校児・生徒への支援とその保護者への支援としまして、不登校または不登校に準ずる状態で、適応指導教室も利用されていない子どもへの支援と、またそのような子どもを持つ保護者の方が抱えるであろう精神的な不安等に対する支援は、現状どのようになっているのかお尋ねします。

続きまして、最後の質問項目３に移ります。

旧本庁舎跡地に設置予定の天神公園についてお尋ねします。

本市内では、広い面積を持った公園が既に多く点在していますが、（１）の質問として、旧市役所の跡地を公園に活用することに決定した経緯をお尋ねいたします。

（２）の質問としまして、この天神公園は、遊具を置くなど、子どもたちの遊び場を公園内に整備する予定であるのかお尋ねいたします。

最後に、（３）園敷地内のトイレについてお尋ねします。

公園ということで、トイレの設置は必須かと思います。公共のトイレは犯罪等に使われやすく、敷地内にどのような位置で置かれるのか、日当たりや照明の状況、清潔で、公園を訪れた方にとっての利便性はもちろんですが、その場所の治安を大きく左右するものかと思います。そのため、設計段階で念入りの検討が必要だと考えますが、市ではどのように考えているかお尋ねいたします。

以上３項目が１回目の質問となります。再質問は質問席にて行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、健康づくり課からは、１点目の～妊活から女性に寄り添えるまちに～妊活から産後のサポートについてお答えします。

まず、（１）の妊活サポートについて、妊活の支援の取組はということでした。

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費に係る特定不妊治療に要する費用として、１年度当たり10万円を限度とした助成を平成26年度から行っています。これまでの助成件数は、延べ258組です。

また、千葉県では、不妊、不育の育児相談について、オンライン相談を実施しております。電話相談とビデオ通話による面談相談があり、対象者は千葉県内に住んでいる方で、不妊治

療を受けるかどうか悩んでいる方や治療中の方等になります。健康づくり課でも、不妊の相談があれば、対応は可能であります。

次に、出産時のサポートについてということで、出産時の移動時のサポートについての取組ということでありました。

出産時の移動時のサポートの取組に関しては、支援、取組等は、本市ではやっておりません、ございません。

続きまして、（３）産後のケア・サポートについての取組になります。

本市では、今年度から、出産後、家族等の支援が十分に受けられない方や、支援を必要とするお母さんと赤ちゃんを対象に、出産時の入院期間を延長したり、退院後に、再度、医療機関や助産院に宿泊してケアを受けるショートステイ型の産後ケア事業を始めました。

ケアの内容といたしましては、母親の身体的及び心理的ケア、保健指導、栄養指導、育児についての具体的な指導や相談等になっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな２番の（１）、（２）についてご回答いたします。

初めに、（１）不登校児童・生徒数についてお答えします。

年間30日以上欠席した者のうち、病気などの入院によるものを除いた不登校児童・生徒の人数は、平成30年度が小学校18名、中学校が52名、合計70名です。令和元年度が小学校20名、中学校が51名、合計71名、令和２年度が小学校24名、中学校が62名、合計86名となっており、令和３年度は９月末現在で小学校20名、中学校45名、合計65名と年々増加している状況です。

次に、フレンドあさひの利用者数についてお答えします。

旭市適応指導教室フレンドあさひは、本庁舎２階で月曜日から木曜日の週４日間、午前９時から正午まで開設しており、令和３年９月末現在の利用数は小学生が５名、中学生が11名となっております。

続きまして、（２）不登校児童・生徒への支援と、その保護者への支援についてお答えいたします。

不登校児童・生徒の支援ですが、各学校において、一人ひとりに適したきめ細やかな対応として、家庭訪問をしたり、登校した際に個別に対応できる体制を取ったりしています。登校後は、その子の実態に応じた学習支援や相談活動を行っております。

市では、適応指導教室フレンドあさひにより、不登校児童・生徒への継続的な支援を行っています。また、県の支援として、県教育委員会から派遣される訪問相談員による家庭訪問も実施しております。

保護者への支援については、保護者面談に加え、スクールカウンセラーや福祉的な側面からサポートを行うスクールソーシャルワーカーによる面談、関係機関と連携したケース会議により、保護者とともに、子どもの支援を話し合う場を設けております。

なお、児童・生徒が民間団体やフリースクールを利用する場合は、学習の様子など、学校が必要に応じて情報交換を行っているところでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課から、3、（1）跡地を公園とすることに決定した経緯ということで回答させていただきます。

天神公園は、旭文化の杜公園を新庁舎建設用地とする際、都市公園法の規定に基づく代替公園として、旧本庁舎跡地を公園として整備することといたしました。

次に、（2）設置遊具についてというところでご質問でございます。設置遊具について、遊具等の子どもたちの遊び場を公園内に整備する予定はあるかというご質問でございました。回答でございます。

遊具の設置につきましては、現時点では計画しておりませんが、今後、整備計画の策定を進めていく段階で検討してまいりたいと考えております。

次、3の（3）トイレについてということで回答いたします。

トイレの設置計画につきましては、現在、具体的な計画はございませんけれども、施設の設計を計画する段階で、詳細に検討していきたいと考えております。

現在のトイレの整備方針といたしましては、都市公園の移動等円滑化ガイドラインというものがございまして、こちらの中では、便所は高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要がある、そのため車椅子利用者が円滑に利用できるほかに、内部障害者や乳幼児連れでも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等の設置など、公園便所の多機能化を図るとされております。

現在、公園施設の新設等に伴い、設置するトイレの施設については、このガイドラインに基づいた設計により、安全・安心で快適にご利用いただけるような施設の整備を図っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは、一つ一つ再質問をしていきたいと思います。

項目1の、まずは妊活サポートについてですが、現在は、県の助成金に当てはまった場合のみの特定不妊治療に対しての10万円のほかに、今、千葉県でオンライン相談もされているということで分かりました。

妊活や不妊の悩みに関しては、専門機関に相談する決心をするまで時間がかかる上に、どの医療機関を受診するべきかも、自分で調べるのはなかなか負担かと思います。また、不妊の要因は男性側にもあるケースが50%はあるというデータもあるにもかかわらず、妻、女性側が一人で抱え込んでしまいがちな上に、長期間、具体的な妊活ができないまま時間が過ぎていってしまうことも考えられます。

再質問としまして、千葉県ではオンライン相談を行っているということなんですけれども、例えば旭市でも民間企業と連携し、SNSでおなじみのLINE等で市民が無料で妊活相談を受けられるという事業を導入している自治体も、全国には今幾つかある状況です。医療機関を受診するハードルの高さや、相談窓口に行ったり、電話などで相談するのはなかなかできないものですので、スマホで簡単に早い段階で気軽に相談できるということが利点となります。

旭市でも、妊活支援について、SNSを使った相談窓口を設置するなど、不妊に対する早い段階からの支援について、今後どのように考えますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、妊活とは、妊娠についての知識を身につける、体質改善や生活習慣を見直すなど、赤ちゃんがいる生活を目指して取り組む活動のことで、不妊治療も含まれております。ごく一部の自治体で、民間企業が行うLINEを活用した不妊や妊活についての相談事業を導入し、利用料の補助をしていると聞いております。

今後、不妊、妊活相談の状況の把握をするとともに、適切な支援を研究していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。婚活支援に併せて、さらに現実的な少子化対策支援になると思いますので、よろしくお願いします。

そもそも、これまで私たちが学校で受けてきた性教育が、体についてに関しては、妊娠の仕組み、どちらかというと予期せぬ妊娠をしないための教育しか受けてこなかったために、妊孕性や高齢での妊娠出産のリスク、妊娠しやすいタイミングについて知識が少ないまま、女性も男性も大人になっていることが多いのではないのでしょうか。性感染症や計画外の妊娠を防ぐための情報も非常に重要と考えますが、妊娠したい場合に必要な知識も、大人になったら非常に重要になってくるかと思います。

再々質問としまして、市で開催される成人式などで、改めて妊娠や不妊に関する情報も含めた一歩進んだ性教育をまとめた冊子を作成して配ることで、若者へ啓発をする機会を取れないかということをお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、健康づくり課では、新型コロナウイルス感染症のために中止をしておりますが、令和元年度まで、市内中学校の3年生を対象にした思春期教育として、赤ちゃんふれあい体験の特別授業を実施していました。

助産師により、妊娠、出産、育児や性感染症の講義を行い、育児サークルに協力をしていただき、子育てについてお話を伺ったり、実際に赤ちゃんを抱かせてもらうなどの体験をし、命の貴さを感じてもらい、将来、子どもを産み育てたいという気持ちづくりを図ってきました。新型コロナウイルス感染症が収束しましたら事業を再開する予定ですので、その中で、不妊についての情報も提供できればと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） やはり、結婚したり、いざ子どもが欲しいなと思ったときでないと、自分事として捉えることは難しいかもしれませんが、若い世代の啓発は重要と考えています。ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

次に、（2）の再質問としまして、市内のタクシー会社と連携して、陣痛時等に妊婦の方が利用しやすい仕組み、いわゆる陣痛タクシーのような仕組みをつくれないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 議員のおっしゃるとおり、出産時の病院受診については、基本的にはご家族、親族等の協力により対応していただいているような状況です。

旭市内のタクシー会社で陣痛タクシーとしての事業を行っているところはありませんが、営業時間内であれば、ほとんど拒否なく利用できる状況でございます。

また、消防本部に確認したところ、緊急性が高い場合については緊急要請していただければ搬送可能とのことですので、現在のところ特別な対応は考えておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

自宅から産院まで30分以上かかる場合もざらにあると思いますし、迎えに来ていただく家族を待っていたら、産院到着までもっとかかると思います。ましてや、2人目以降はお産の進みも速い場合がありますので、いざというとき困らないで安全に産院に行く手段があるべきと思います。

今、救急車の搬送も緊急を要する場合はオーケーということでしたけれども、やはりハードルが高いのかなと思いますし、タクシー会社のほうも営業時間内であればオーケーということも意外と、実際は妊婦の方、知られていないと思いますので、もしものときはタクシー使っていいんだよという環境づくりが、妊婦の心の負担を少しでも減らせるのではないかと思いますので、周知のほうを徹底していただきたいなと思います。

また、質問として、出産が近くなった妊婦にとって、ほかにも不安に思うことはたくさんあると思うんですけれども、事前に保健師等から不安なことがないか、積極的に聞く機会はきちんと取れていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 子育て世代包括支援センター事業として、体調管理の支援や出産、育児に対する不安を軽減するために、妊娠8か月、32週以降の後期に、助産師、保健師が電話による支援を行っております。いろいろな相談がありますが、妊婦とその都度、一緒に考えさせていただいております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、（3）産後のケア・サポートについての再質問です。

この4月より始まっている産後ケア事業、こちらは今ご答弁いただきましたが、産後2か月のお母さんと赤ちゃんが対象で、実際利用されるケースというのは、一旦帰宅したお母さんが再度入院されるというよりは、出産時の入院を数日延長するというケースが多いとお聞きしました。

この2か月というのは、出産後の体、主に子宮がだいたい元に戻る産褥期が基準に考えられているかと思いますが、出産後のお母さんの体調は、2か月では万全には戻らないことがほとんどかと思いますが、特に体は安定してきたとしても精神的な不調は長期化することもありますし、産後鬱は1年近くたってから発症することもあるといえます。

市の保健師が、産後のお母さんと赤ちゃんを自宅のほうへ訪問する赤ちゃん訪問ですけれども、基本1回で、必要に応じて再度訪問可ということですが、訪問とまではいかなくても、定期的に保健師から連絡を入れるですとか、またSNSで相談できるような体制をつくるですとか、サポートを増やすことはできますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問にお答えします。

赤ちゃん訪問は基本1回ですが、訪問時の様子で、必要であれば再訪問も可能です。育児支援が必要と思われる家庭については、地区の担当保健師が定期的に電話したり、子育て世代包括支援センターへの来所相談を利用していただくほか、子育て学級や乳児健診、BCG予防接種会場での面談等、途切れのない支援を行っています。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

今、集団の健診のお話が出ましたけれども、結構流れで行っていて、赤ちゃんも泣いていたりすると、ゆっくり話しにくいという場合もあります。なので、行政のほうから積極的に、もっとお悩みですとか聞けるような体制を整えてほしいなと思っております。よろしくお願いいたします。

再々質問としまして、本市にはファミリーサポート制度やベビーシッター料金の助成制度はありませんが、特に第2子以降の出産の場合は、上の子のお世話や送迎などがあり、なか

なかお母さん一人では手が回らないという場合も多いと思います。核家族化が進み、近くに頼れる家族がいなかったり、たとえ近くに祖父母がいたとしても仕事で忙しかったり、体調が万全ではない等で、お母さんが十分なサポートを受けづらいことも多いと思いますが、こういった産後のケアを含めた制度の導入についてどうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、ただいまのご質問についてお答えします。

市では今年度、先ほどご説明したとおり、ショートステイ型の産後ケアを開始しました。今後の利用状況や要望等を把握しながら、実情に合った制度になるように検討していきたいと思っています。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

そもそも、ベビーシッターを利用することなどは、この辺りの地域ではなじみがないと思いますし、インターネットで調べてもほとんど出てきません。しかし、必ずしも需要がないわけではないと思います。お母さんが時には1時間、2時間でも休めることが、産後鬱や家庭不和、虐待防止などにつながると思います。

そして、私が実際肌で感じてきたことは、第2子、第3子以降となると、第1子に比べて、母親学級などの機会を利用するのを遠慮してしまったり、サポートがどうしても薄くなりがちになってしまうことです。初めての出産じゃないんだから慣れているし大丈夫でしょうと思ったら、とんでもなく、私は、3人、娘がいるんですけれども、妊娠、出産は3回とも、体調も身の回りの環境も全く違うものでしたし、2人目以降のお母さんにとっては、上の子のお世話もしながら、おなかの子も守るわけですから、自分のことはどんどん後回しになりがちです。初めての出産はもちろん、第2子以降も第1子と同様か、それ以上のサポートの流れをつくっていただけたらなと考えています。よろしくお願いいたします。

そして、項目2の最後の質問なのですが、産後ケアの関連で、リトルベビーハンドブックについてお尋ねします。

リトルベビーハンドブックというのは、小さく生まれた赤ちゃんとそのお母さん、お父さんのための手帳で、現在、全国各地で導入が始まり、県内でも印西市で導入が開始されてい

るようです。通常の母子健康手帳は、予定日近くに生まれる赤ちゃんを基準に作られていることから、早産等によって小さく生まれた赤ちゃんにとっては成長の記録や確認が難しく、それで落ち込んでしまうご家族も多いようです。旭市でもリトルベビーハンドブックの導入の予定はないのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり、リトルベビーハンドブックは、低出産体重児で生まれた子専用の手帳で、発育曲線が小さい子ども仕様であったり、その子なりの記録ができるページがあるのが特徴となっております。

市町村または県独自で作成されております。取り入れている市町村数ですが、調べた情報では、市独自で取り入れているのは5市あるようです。市町村ごとでは対象者数が少ないため、導入については今後県で作成していただけるよう要望してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） よろしく申し上げます。

項目2の再質問に移ります。

改めまして、学校の先生方をはじめ教育現場に携わる皆様には、日々、様々な課題に対してご尽力されていることを深く感謝申し上げます。

（1）の再質問としまして、不登校の基準というのが30日以上欠席ということなんですけれども、その基準に当てはまらなくとも、通年1日を通して学校で過ごせなかったり、放課後に登校するといった子どもを含めたら、だいたいどのぐらいの人数になるのか、またそのうちひとり親家庭に当たる世帯はどれぐらいの割合なののでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

ご質問にありました、欠席が30日以上ではないが通年1日学校で過ごさない子どもや放課後登校を含めた子どもは、小学校で5名、中学校で7名、合計で12名おります。このうち、ひとり親家庭は、小学校で2世帯、中学校で2世帯、合計4世帯で、割合としましては33%となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。現状について確認させていただきました。

再々質問としまして、現在、フレンドあさひは新庁舎内2階にありますが、教室を利用する意欲はあっても、地理的な要因や保護者の送迎等ができないなどで、フレンドあさひに行きたくても行けない子への支援、対応は用意していますでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

まず、不登校児童・生徒及びその保護者に対して、フレンドあさひへの通級についての面談を行い、希望する場合は市役所までの移動方法や利用日時などを、本人の特性や環境を考慮して決定していきます。

利用方法は、児童・生徒の実態に応じて、週1回だけ通級したり、本人の意欲や家庭の状況で通級できる日のみ利用したりと、様々な対応を取っております。

環境の異なる場所での個別学習となりますので、子どもたちが不安なく通えるようにすることや、保護者と指導員が面談することを考慮し、特に小学生は保護者送迎となっております。中学生で、送迎等で行きたくても行けない生徒がいた場合は、個別の支援策を保護者とともに考え、対応しています。例えば、電車やバスを利用して通級していたケースもございます。

引き続き、本人の意欲や家庭の状況により、最適な方法で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

最後の質問としまして、新庁舎へ移転前のフレンドあさひは海上支所内にあったので、すぐ隣の海上公民館のホールで遊ぶこともできたためよかったとの声がありました。現在は、すぐ近くに屋内でボールを使ったり走って遊べる場所がないので、運動等のレクリエーションをするときは、保護者が別の場所にある体育館等へ送迎するとお聞きしました。レクがある日によって送迎場所が変わることは少々不便ではないかということと、教室への入り方も、職員玄関から入れば、そこまで人目につかないということなんですけれども、建物に入るまで、やはりほぼ市役所の利用者と同じルートをとるので、人目が気になるのではないかと

いうお声もありました。

今後、利便性向上について、実際の利用者の意見を踏まえながら検討する予定はあるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

適応指導教室へ通級する児童・生徒及び保護者に対しては、年度当初に面談を実施しております。面談では、学校に関することの相談や通級した際の学習方法について話し合っております。

今後も計画的な面談や送迎時の面談により利用者の意見を聞く機会を設け、可能な範囲で対応していきたいと考えております。

また、屋内での軽スポーツや外で走って遊ぶ場合は、現在改修中である第二市民会館の多目的ホールや文化の杜公園を活用するなど、保護者送迎が必要ない場所の活用も取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、（2）のほうで再質問をいたします。

令和元年10月25日に文科省が通知を出している不登校児童・生徒への支援の在り方についてによると、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方とある中に、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること、以下、全部については長くなってしまうので省略しますが、市ではこの通知を基本的な考え方と認識されて、児童・生徒保護者へ実際対応される先生方も共通認識を持てるようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

不登校児童・生徒の支援の在り方については、年2回、市内全校を対象として実施している長欠対策研修会をはじめ、本年度要望のあった学校を対象に、通算16回開催しています長欠対策会議の中で、不登校児童・生徒の理解や支援についての理解を深めております。

学校では、毎月の職員会議の中で、不登校児童・生徒の状況を全職員で確認しております。

また、中学校では、週 1 回実施している生徒指導部会において、不登校生徒の状況を確認し、今後の支援方法を検討しております。

今後も、不登校児童・生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童・生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働きかけを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1 番（崎山華英） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

再々質問としまして、今後、オンライン授業の環境が整った場合、不登校児を含め、事情により登校できない子への対応はどのようになりますでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 児童・生徒 1 人 1 台に配付しましたタブレット端末を利用したオンライン授業については、長期にわたる臨時休業となった場合に利用可能となるよう、各校で準備を進めております。学校と家庭とのオンライン通信の体制を整えば、不登校児童・生徒を含め、学校に事情により登校できない子どもたちに対して、タブレット端末を利用した生活支援や学習支援も考えられております。

今後、ICT 運営協議会や校長会と協議しながら、タブレット端末の様々な活用方法を探り、子どもたちにとって有益な方法を取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1 番（崎山華英） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、不登校は子どもへの支援に比重が置かれがちですが、家庭環境の状況も、子どもの心情に大きく影響を及ぼすものだと思います。子どもと一番に接する保護者へのサポートが何より一層大事だと思います。

現在、コロナ禍において開催は難しいとは思いますが、以前は同じような不安を抱える保護者と、形は様々であっても、不登校の問題を克服された保護者とが一緒になって話をする場が開催されたことがあったと聞きました。そういった機会はまた増えるといいなと思うんですけれども、今後、また取り組む予定はありますでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

保護者がお互いに話をできる場として、市では適応指導教室フレンドあさひに通級している児童・生徒の保護者や学校関係者を招いての交流会を年3回実施しております。交流会後は、保護者同士の話合いの場を設けたり、スクールカウンセラーを講師に招いて、保護者だけの交流会を実施したり、お互いに話ができる場を設けております。

今後も、保護者の要望を聞きながら、通級している児童・生徒以外の保護者も参加できるような話合いの場を必要に応じて設定していきたいと思います。

また、不登校児童・生徒の保護者の方々には、千葉県子どもと親のサポートセンターが企画する不登校児童・生徒とその保護者を対象としたミニセミナーや懇談会を引き続き紹介していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） よろしく願いいたします。コロナ禍において、本当に子どもたちの生活環境が大きく変わり、不登校以外でも様々な心の問題が起きているかと思います。子どもたちが健やかに学び、育っていくことができるよう、自分も母親の一人として切に願っておりますので、何とぞ引き続きお願いしたいと思います。

最後に、項目3についての再質問に移ります。

跡地を公園に活用することに決定した経緯ということで、ご説明ありがとうございます。

再質問として、こちらの天神公園は、設備の内容として、どのような公園とするのか決定していることはありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） どのような公園とするか決定していることはということで回答いたします。

まず、公園面積につきましては0.7ヘクタールでございまして、施設の概要といたしましては、舗装、芝張り等の設置を予定しておりますけれども、詳細な内容につきましては、公園施設の設置を計画する段階で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

（2）のほうで再質問いたします。遊具につきましては、先ほど未定との答弁でしたが、

もし設置となった場合に、インクルーシブ公園としての遊具を導入できないかということでお尋ねいたします。

インクルーシブ公園というのはあまり聞き慣れないかもしれないんですけども、障害の有無にかかわらず、子どもたちがみんなで一緒に遊べるように設計された公園を指します。

先月、世田谷区の砧公園内にあるインクルーシブ公園を私も見てきました。幅広で緩やかなスロープがついた大型遊具には、車椅子のまま上がって滑り台に移ることができたり、体を支える力が弱い子でも安全に乗れるブランコがあったり、随所に様々な工夫がされていました。

市内には幾つも公園がある中で、そういった障害を持つ子も遊べる場所はありません。障害のある子もない子も同じ空間で遊ぶことが当たり前になり、遊んでいる子どもたちにとっては、幼い頃より障害に対する理解も得やすく、お互いの違いを受け入れられる感覚の形成ができ、いじめや差別のない社会づくりにつながるとも考えます。

今後、本市において、インクルーシブ公園について計画はございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） インクルーシブ公園ということの遊具等を導入できないかというところでご質問いただきました。

市内の公園につきましては、既にインクルーシブな遊具としてご利用いただける遊具が一部導入されている場所がございます。これは、幼児用の遊具というのがございまして、それに近いものというふうに考えております。

今後、天神公園の整備計画の策定時におきましても同様に、遊具の設計を検討する段階で、併せてインクルーシブな遊具についても検討事項の一つとして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

一旦、再々質問としまして、公園の保守点検についてお聞きします。

天神公園が新たに増えるということで、市内、ほかの公園を含め管理も大変になってくるかと思います。ふだんから、私も子どもと市内各地の公園を利用していますが、中には長期

にわたり一部壊れたままになっていたり、撤去したままで遊具がない箇所もあります。遊具を含む公園内の設備の保守点検、見回りは現状どのようにしているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 遊具の保守点検について回答いたします。

遊具の保守点検につきましては、専門業者による点検を年1回実施しております。

また、その他の公園施設の点検につきましては、市職員による日々の点検や台風、地震等の被害状況の確認、維持管理業者が業務時に行う巡回、会計年度任用職員による作業を兼ねた見回り等にて実施している状況であります。

なお、不具合や危険な箇所等を発見した場合には、当該施設の使用禁止や注意喚起を促すような対策をし、速やかに利用者の安全確保をできるように努めております。

また、点検の結果、施設の修繕が必要となった場合には、破損の規模、利用頻度、緊急性等、優先順位をつけた上で、順次修繕しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。何より利用する子どもたちの安全が一番と考えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（2）の最後の再質問として、インクルーシブ公園について戻るんですけども、市長からも、できることでしたらお考えをお聞きしたいと思います。

天神公園については、答弁のところ、まだ未定とのことでしたが、今後、市内において、インクルーシブ公園について、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 公園は市民の文化活動、スポーツ、レクリエーションなどの中心となる場であり、市民の健康づくりや交流の場として、利用促進を図っております。

また、障害の有無にかかわらず、あらゆる子どもと一緒に遊べるインクルーシブな公園の整備につきましても、先進事例や管理運営上の課題などを含めた上で検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、公園施設の改修や更新を行う際には、安全・安心で利便性が向上するよう心がけてまいります。

ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 前向きな答弁ありがとうございます。

3番のトイレについてですけれども、先ほどの遊具と設備の保守点検に関する質問に類似しますが、市内のトイレの清掃頻度についてはどのぐらいなのでしょう。民間の業者に委託しているという認識でいいのか、毎週何曜日に清掃するなどの頻度、日程が決まっているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） トイレの清掃につきましては、維持管理委託業者により、週2回の頻度にて実施しております。また、特に利用者の多い施設につきましては、週3回清掃している施設もございます。

なお、清掃日程につきましては、衛生的な状態を保てるよう、施設ごとに調整をして、清掃しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

市内の公園のトイレを利用する際に、暗くて、何となく入りづらい上に臭いが気になることも多いと思うのが現状です。利用者が多い週末の前後の日の清掃を重点的に行っていただいたり、利用しやすい環境づくりをつくっていただきたいなと思います。

また、繰り返しになりますが、トイレの印象は治安に大きく関わりますので、既存の公園はもちろん、新たにできる天神公園についても十分な管理、監視をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（3番 井田 孝 登壇）

○3番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、井田孝でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、令和3年第4回定例議会にて一般質問をいたします。

質問事項1、市内の通学路について質問いたします。

（1）8月10日に通学路の合同点検が終わったということですが、それ以降に修繕等の工事を行った箇所はあるか教えていただきたい。

（2）第二中学校の通学路において、帰宅時の混雑を避ける工夫はできないか、またその対策を行っていれば教えていただきたい。

質問事項2、空き家条例について質問いたします。

（1）現行の空き家条例は、放置されている空き家の倒壊を防ぐための条例ですが、他市町村のように、空き家バンクとして、他地域からの移住者を迎え入れる政策を考えているか教えていただきたい。

質問事項3、新型コロナウイルス感染症の対策について質問いたします。

（1）必ず来ると言われている第6波の流行が起こった際、第5波のときと同じように、軽症者が療養施設へ受入れができずに自宅療養せざるを得ない状況も考えられます。そういう場合、市として、市民をフォローする体制を考えているか教えていただきたい。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、大きな1番の市内の通学路についての（1）、（2）についてご回答をいたします。

まず、（1）で、前回お答えしました合同点検185か所のうち対策が必要な箇所は94か所でした。そのうち、10月末現在で修繕などで対策が完了したものが29か所、現在着手中のものが7か所となっております。また、未着手の58か所のうち34か所につきましては今年度中

に各対応機関等において完了の予定となっております。

なお、合同点検の結果につきましては、10月25日に市のホームページに掲載をしたところでございます。

今後も、関係機関と連携し、危険箇所の解消に努めてまいりたいと思います。

続きまして、(2)第二中学校の通学路において、帰宅時の混雑を避ける工夫はできないかについてお答えします。

中学校では、日没の時刻に合わせて下校時間を設定しております。日没時間が午後5時半前後となり、会社などの退勤時間とちょうど重なる10月と2月は周辺道路が特に混雑するため、各学校では対策を講じているところでございます。

第二中学校では、生徒に対しては、登下校の際の校門を学年別に分けたり、道路の横断場所を指定するなどの下校指導を行うとともに、保護者に対しては送迎者の車両通行を一方通行にして協力依頼するなど、年間を通して様々な対応をしております。また、部活動の中止等により一斉下校となる場合は、学年ごとに10分間ずつ時間差をつけて下校するとともに、保護者に対してもスクールメールなどで時差での送迎について協力をお願いしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私からは、2、(1)空き家対策の中の空家バンクとして、他地域からの移住者を迎える政策は考えているかというところのご質問でございます。

回答させていただきます。

旭市では、先の第3回定例会におきまして、旭市空家等の適切な管理に関する条例を改正し、空家等対策協議会の設置及び空家等対策計画の策定をすることとなっております。

移住者を迎え入れる政策といたしましては、旭市空家等対策協議会におきまして作成予定であります旭市空家等対策計画の中で空家バンク制度につきましても重要な施策として協議していただく予定となっております。

なお、空家バンク制度の実施に伴い、土地、建物の取引については地域の専門家等にご協力をいただくことを予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、3点目の新型コロナウイルス対策、(1)の自宅

療養者へのフォロー体制ということでお答えいたします。

感染症法における感染対策の実施主体は都道府県とされておりますが、自宅療養者等の生活支援を行う住民サービスにつきましては、県と連携して市が生活支援を実施できるよう、令和３年９月に自宅療養者等に係る連携事業に関する覚書を千葉県と交わし、体制を整えました。連携事業の実施に当たりましては、海匝保健所より、自宅療養者等の氏名、住所及び連絡先などの必要な情報が提供されることになっており、県の要請により生活支援を実施していくことになります。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○３番（井田 孝） 質問事項１、（１）についてですが、これからも速やかに対応していただけるようお願いします。

それでは、質問事項１、（２）について再質問いたします。

旧市役所前の交差点では、信号待ちの際、下校時の混雑があると生徒の自転車が横に並んでいるのをよく見かけます。中学生ですので友人と話しながら帰りたいのは分かりますが、自転車運転のマナー面から改善は考えられないでしょうか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

第二中学校に確認したところ、学校では生徒に対し信号待ちの際に１列で学び待機するよう指導しているところでございます。しかしながら、ご指摘のように並列で待機する状況も見受けられることを踏まえ、再度通学時の交通マナーの遵守と事故防止について生徒への指導を徹底するよう学校に周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○３番（井田 孝） ぜひご指導をよろしくお願いいたします。

質問事項１、（２）について再々質問いたします。

雨の日に生徒たちを迎えに来る保護者の車ですが、二中の東側のネットフェンス沿いに縦列して待っています。その縦列に入れなくなった車は、二中の周りを周回しているのが現状です。旧環境課の跡地が現在駐車場となっておりますが、使われてはおりません。送迎のために開放することは可能でしょうか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

旧環境課跡地につきましては、現在のところ公用車と職員の駐車場として使用する予定ですが、今後担当課と協議して検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項2、（1）について再質問いたします。

近隣市町村では、東庄町が更地の売り地を提供し、匝瑳市では土地付きの住宅を売却する空家バンクを行っています。リモートによる仕事が増えている中、都会から地方への移住者が増えているというニュースも流れています。旭市でも移住者を迎え入れる空家バンクのような政策があれば、都内近郊の人々へアピールするチャンスになるのではないかと思います。市として、この先どのようなお考えがあるのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） リモート等が増えたというところでのご質問でいただきました。回答させていただきます。

テレワーク、在宅ワーク、ワーケーション等の新しい仕事スタイルの普及に伴い、二地域居住や他地域居住をはじめとする多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、国におきましても空き家等の活用を通じた二地域居住の推進ということで取組を行っているところであります。

旭市では、策定予定の旭市空家等対策計画におきまして、空家バンク制度と併せて他地域からの移住者を迎える施策として空家リフォーム補助制度や空家対策総合支援事業等の検討につきましても盛り込んでいく予定となっており、他地域の方に対しアピールできる機会と考えております。

なお、実施内容等の詳細につきましては、空家バンク制度と同様に旭市空家等対策協議会及び旭市空家等対策連絡会議において協議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） では、質問事項2、（1）について再々質問いたします。

先ほど言われた空家バンクの政策を行うに当たり、昭和56年以前の新耐震基準を満たしていない建物や違法建築である建物の提供はあり得るのでしょうか。また、そういう場合はどのような措置を講じていくのかを教えてください。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 空家バンクの提供の体制等ということでご質問いただきました。

市といたしましては、管理状況のよい新耐震基準で建築されたものを基本として登録する予定で考えております。また、新耐震基準以前に建築されたものにつきましても他市と同様に登録し、建築年、耐震化の情報等を掲載する方法もあるかと思いますが、旭市におきましては、登録の可否、確認事項及び空家バンクとして公開する内容につきまして、他市を参考にしつつ、旭市空家等対策協議会及び旭市空家等対策連絡会議で検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 私が空家条例協議会の委員に議員として選ばれておりますので、ぜひとも米本市長のお考えをお聞きしたいと思います。

東京オリンピックのサーフィン会場となった一宮町では、移住者が増えていると聞きます。旭市でも先週、サーフィンの大会が開かれ、そして海があり、温暖な気候で豊富な食材にも恵まれています。以前から、潜在能力の高い旭市と言われている米本市長に、空家バンクに対しての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 空家バンク制度は、他地域にお住まいの方に対して、大変住みやすい本市の魅力をアピールできる機会と捉えております。旭市空家等対策計画の中でも、空家バンク制度は重要な施策として位置づけていきたいと考えております。空家等の有効活用を進め、他地域からの移住者を増やしていけるよう取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 前向きな意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、質問事項3、（1）について再々質問いたします。

軽症者が自宅療養している場合、県と連携して生活支援を行うということですが、食事の提供や生活必需品の買物代行のようなサービスまで考えているのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、回答します。

援助する方のいない自宅療養者につきましては、海匝保健所から支援の要請がありましたら、関係各所と連携を図りながら、健康観察、安否確認及び食料品・生活必需品等の購入代行など必要な生活支援を行う予定でございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。

質問ではありませんが、第5波のとき、自宅療養中に亡くなられたというニュースを何度も耳にしました。旭市ではそういうことが起きないように、保健所と連携を密にし、健康状態や安否確認を徹底していただくことを切にお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 平 山 清 海

○議長（木内欽市） 続いて、平山清海議員、ご登壇願います。

（6番 平山清海 登壇）

○6番（平山清海） 議員番号6番、平山清海でございます。

令和3年第4回定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、私は4項目9点について質問させていただきます。

今、新聞、テレビ等で盛んに言っておられます脱炭素問題であります。まずは1項目め、洋上風力発電についてお聞きします。

（1）政府が洋上風力発電の拡大を目指す方針を掲げたことを追い風に、日本風力発電協会の会員数が急増していると聞いています。我が旭市でも、飯岡に調査用の鉄塔が建てられています。進捗状況をお聞きします。

(2) 洋上風力発電に伴う旭市へのメリットを伺います。

(3) 洋上風力発電1基には多数の部品が必要と聞きますが、その部品工場を旭市に誘致できないかお聞きします。

2項目め、旭市の産業、経済発展に向けた取組についてお聞きします。

(1) 洋上風力発電もよいとは思いますが、水素で発電という導入についても考えてはどうかと思っています。国レベルで考えなくてはならない問題だと思いますが、我が旭市ではどうでしょうか。

(2) 脱炭素対応をどう計画に取り入れるのか、旭市の計画があればお伺いします。

3項目め、ワクチンパスポートの発行について伺います。いいことに、今はコロナは収まっていますが、旭市の現状、ワクチンパスポートの問合せについて伺います。

(2) 今後の計画について伺います。

4項目め、先ほどの井田議員とちょっとかぶりますが、子どもたちの通学路について伺います。

(1) 県内で3,693か所の危険な通学路が明らかになったと新聞に書かれていました。旭市では、危険箇所は把握しているのかお聞きします。

(2) 今後の改善計画があればお聞きします。

以上、再質問については質問席にて行います。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは1項目め、洋上風力発電についての

(1) 進捗状況、それから(2)のメリットについて申し上げます。

銚子から外房地域までの洋上風力発電のポテンシャルは全国的にも高い状況にあり、銚子沖についても洋上風力発電の導入が将来的な産業振興や地域振興につながることを期待されております。

議員おっしゃる旭市沖につきましても、洋上風力発電の可能性の調査のため、発電事業者により洋上の風と似た観測地を選べる海岸線付近に観測塔が建てられております。これら洋上風力発電計画の事業の実施には、漁業、地域との協調は不可欠であり、地元の海匠漁協も検討を続けておるところですけれども、漁協全体の合意形成には至っておらず、組合員の理解もまだ十分ではないということから、組合員に対して勉強会を開催し、理解を深めてきたところでございます。

それと、（２）の旭市へのメリットということですが、洋上風力発電導入の市へのメリットとして、発電設備等による固定資産税の税収が期待できます。固定資産税につきましては、設置される規模や風車の構造等による変動要因が大きく、まだ日本において大規模な洋上風力発電施設の事例がないため、１基当たりの具体的な金額は算定できておりません。しかしながら、参考に地上の風力発電の固定資産税の一例を申し上げますと、１基当たり耐用年数の17年間の合計で約2,900万円の税収となると考えられます。ただし、洋上風力発電の誘致による固定資産税の増収については、その75%が普通交付税から減額されるという措置になります。また、発電事業者は漁業と協調、共生、振興の取組を実施するに当たり、地元自治体が設置する基金に一定額を出捐することとなっております。これらが市のメリットということになるかと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、議員ご質問の洋上風力発電機は多数の部品が必要だよということで、旭市にその工場の誘致はできないかというご質問でございます。

洋上風力発電施設の発電設備の部品点数は非常に多いことから、建設に至った場合は関連企業の誘致や地元企業の活用などが期待されるところでございます。市では現在、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例によりまして、新たに設備投資する企業に対して固定資産税の課税免除や雇用奨励金の交付といった奨励措置を実施し、産業の発展と雇用促進を図っているところでありまして、洋上風力発電関連の企業誘致等につきましても、今後の進捗状況を見ながら、地元経済の活性化につなげていけるよう研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな２番、旭市の産業、経済発展に向けた取組についての（１）、（２）についてお答えします。

では、最初に（１）の水素発電の導入についてお答えします。

経済産業省においては、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画によりまして、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、エネルギー転換、脱炭素社会を見据えた新たなエネルギー政策の方向性が示されております。水素発電に使用する水素燃料は二酸化炭素などの温室効果ガスをほとんど排出しませんので、環境に優しいクリーンなエ

エネルギーであると聞いております。本市におきましても、国の政策に基づきまして2050年の目標に向けて考えてまいりたいと思います。

次に、（２）の旭市の計画についてお答えします。

旭市としましては、現在、市の本庁舎や学校、各施設などを対象とし、旭市地球温暖化対策推進実行計画に基づく温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた取組を行っております。今後は、旭市環境基本計画の見直しを行いながら、2050年に向けたカーボンニュートラル、脱炭素社会に対応した計画の策定や対策を講ずる必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、大きな３番目、ワクチンパスポートの発行について（１）と（２）のご質問にお答えいたします。

初めに、（１）旭市の現状についてお答えいたします。

ワクチンパスポート、予防接種証明書は予防接種法に基づく公的な証明書で、海外渡航の予定がある方に、渡航先への入国時、帰国後の待機期間に関する防疫措置の緩和を受ける際などに活用できるよう発行される証明書でございます。申請書と旅券、予防接種済証をご用意いただき、市民生活課で申請いただくと、その場で紙の証明書を発行しお渡ししております。７月26日から申請を受け付けし、発行を行っており、発行実績は11月15日現在で163件でございます。

次に、（２）今後の計画についてお答えいたします。

国では現在、接種証明書のデジタル化について、年内をめどに実現できるよう検討を進めております。マイナンバーカードとスマートフォンなどを利用して電子申請し、証明書がスマートフォンの画面上に表示される形式を想定しているようです。接種証明書のデジタル化が進めば証明書の取扱いが容易になるので、国では国内での利用も検討しているようです。

以上になります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな４番の（１）、（２）についてご回答いたします。

まず、（１）危険箇所の把握についてですが、先ほど井田議員への回答と同じような内容となってしまいますが、危険箇所の把握状況についてお答えいたします。

八街市の交通事故を受け、８月に実施した緊急合同点検185か所のうち対策が必要な危険

箇所は本市では94か所という結果でした。なお、合同点検の結果につきましては、10月25日に市のホームページに掲載したところでございます。

続きまして、（２）今後の改善経過についてお答えいたします。

緊急合同点検で判明いたしました94の危険箇所につきましては、旭市警察署、千葉県海匠土木事務所、建設課、市民生活課、PTAなどと情報共有を図り、速やかに関係機関や市の関係部署に対策を要請しております。

10月末現在での対策の進捗状況ですが、完了したものが29か所、現在着手中のものが7か所となっております。なお、未着手での58か所のうち34か所につきましては、今年度中に各対応機関等において完了の予定となっております。

今後も関係機関等と連携し危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、４、通学路についてのうち（２）今後の改善計画のうち建設課所管のものにつきましてお答えいたします。

今後の改善計画についてですが、合同点検などの結果を踏まえて、効果的な対策工事を計画実施してまいります。具体的に建設課所管の対策工事としまして、経年劣化した道路の白線、路面標示の再設置、及びガードレールの更新工事を計画的に実施してまいります。また、その他に交通安全維持補修事業としまして、危険箇所への道路反射鏡、転落防止柵及び視線誘導標を設置するなど、安全と利便性に配慮した整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） それでは、１項目めから再質問いたします。

１番、（１）銚子市長、漁協らが県知事に要請を出したと書かれていました。また、いすみ市沖でも検討が進められているとの発表があったようだが、旭市ではどうなっておりますでしょうか、お聞きします。

２番といたしまして、促進区域としては県内では銚子沖が既に指定されている洋上風力発電を進めていく気があるのなら、早急に指定されるよう計画を進めてはどうか。

よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、ご指摘のまず（１）についてお答えいたします。

銚子市、いすみ市沖で進められているけれども、旭市沖はどうなんだろうというご質問でございました。

再エネ海域利用法では、国が主体となり基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととされております。促進区域の指定に当たっては、地元関係者との調整が必要であることを踏まえ、都道府県等からの情報提供を参照し、国が促進地域を指定することとなっています。

旭市におきましても、既に促進区域に指定されている銚子市沖や有望な区域として選定されているいすみ市沖での動きを踏まえながら、地元関係者と連携し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） （２）といたしまして、着床式にすると周辺に豊かな漁場が生まれる可能性があると書いてありました。漁協の意見は聞いていますでしょうか、お聞きします。

また、３といたしまして、１基造るのに約１万５,０００個ほどの部品が必要と聞きます。旭市に工場を誘致できれば、大変な経済効果を見込めると思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） ただいまの質問、（２）でよろしいですか。

○６番（平山清海） （２）で、じゃ。すみません。

○議長（木内欽市） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

周辺に豊かな漁場が生まれる可能性があるというお話でございます。風車の基礎部分が人工の漁礁となりまして、新たな漁場の創出も期待できるというお話は確かにございます。ただし、洋上風力に関しましては過去にあまり前例も少なく、不確実性も大きいことから、発電事業に対しては漁業への影響について十分配慮し、調査を実施するよう求められているところでございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） では、今度は（３）でいいのかな。１基造るのに１万５,０００個ほどの部品が必要と聞きます。旭市に工場を誘致できれば大変な経済効果を見込めるかと思います。どうでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、ご質問にお答えします。

1基当たり造るのに1万5,000個ぐらいの部品が必要だよということで、その工場を誘致できればというご質問でございました。

まず、洋上風力発電は、関連機器の工場誘致による経済効果のほか、地元企業の活用、あるいはメンテナンス関連の産業など、幅広い波及効果も見込まれると思っております。いずれにいたしましても、今後の進捗状況を見ながら情報収集を行いまして、地域経済の活性化につなげていけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） また、景観としても20基、30基となればすばらしい眺めとなるものではないかと思えます。どうでしょうか。

○議長（木内欽市） 再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、景観に関するご質問でございます。

20基、30基となれば、大変眺めが美しいものとなるということでございます。確かにそう私どもも思っております。洋上に風車が立ち並ぶ光景を新たな観光スポットといたしまして集客に結びつけているケースや、洋上風力発電施設を見学するツアーなどを企画し、一般の方だけではなく企業の方からも好評をいただいているケースなどがあるようです。

市といたしましては、これら先行事例を参考にしながら、新しい観光資源として地域経済の活性化につなげていけるよう研究、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） ありがとうございました。

それでは2項目め、旭市の産業、経済発展に向けた取組について再質問いたします。

水素で自家発電のようなものはどうなのでしょう。水素は夜間や天気の悪い日でも発電ができます。

（2）といたしまして、20年、30年先の旭市のため、全国の市町村に先駆け、行動を起こすときではないのかと……早かったか。

じゃ、（１）のほう、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、水素燃料を使った自家発電ということでお答えいたします。

水素による自家発電用設備につきましては、まだ一般には普及されておらず現状では難しいと思いますが、国の施策として今後実用化されていくものと考えられますので、旭市といえども、環境に優しいクリーンエネルギーとして将来的に取り組んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） （２）といたしまして、20年、30年先の旭市のため、全国の市町村に先駆け行動を起こすときではないのか、車が電気自動車や水素エンジンになりつつある時代です。チーム旭で考えてはということで、市長にお聞きします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 20年、30年先の旭市のためとの質問でございます。

脱炭素社会に向けての取組は非常に重要な国の政策であると認識しております。本市におきましても、実証事例や安全性などを十分確認しながら慎重に考えてまいりたいと思っております。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） 私もまだまだ勉強不足です。また、近い将来のことです。みんなで考えていきましょう。

それでは、３項目めの質問に移ります。

ワクチンパスポートの発行について再質問いたします。

コロナウイルスの接種証明について旭市では発行しないのでしょうか。これは住民からいただいたご意見です。

それと、また２といたしまして、接種証明は自分でコピーして持っていけばいいのでしょうか。

１、２、一緒の回答でお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、回答いたします。

接種券の右側に予防接種済証がついております。ワクチンを接種する際にお持ちいただいた予防接種済証にワクチンの製造番号シールを貼り、日付、接種場所の印を押してお返ししております。こちらが公的な接種証明書となりますので、現在のところ一般の方が接種の記録を必要とする場合は予防接種済証を利用するよう国でもご案内いたしております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） 分かりました。

それでは、4項目めの再質問をします。子どもたちの通学路について、今後の改善計画について再質問いたします。

子どもの命、待ったなしと書かれていました。事務的な仕事になってしまうのも理解はできますが、人命に関わることでありますので、県の仕事だとか、市の仕事だとか言っていないで、臨機応変に素早い対策を取ってもらいたいと思います。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

危険箇所については、対応する各関係機関等で速やかに対策を進めているところでございますが、学校の近辺など、特に危険性が高いと思われる箇所につきましては迅速に必要な対策を実施されるよう今後も強く要望していくとともに、関係機関と情報共有を図り、連携しながらハードとソフトの両面から効果的な対策を講じ進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、素早い対応についてお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、横断歩道などの規制標識を管理する千葉県警察本部、国道や県道を管理いたします千葉県、市道を管理する旭市とそれぞれの管理者がございます。それぞれが所管する安全対策について、今まで以上に連携を取りながら調整を図り、可能な限り速やかに実施していきたいと考えております。

また、建設課においては、安全対策の一環としまして日常的なパトロールを行うとともに、

市道における除草作業や路面の陥没箇所の修繕など速やかに対応し、安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） では、再々質問いたします。

多額の予算がなくても取れる対策はあります。地域住民による児童の見守りや道路に凸凹を設けたり、色分けしたりして車の速度を抑制する方法はあります。いかに子どもの命を守るか、事故が起きてからでは遅い。早急に改善計画をお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、教育委員会では、ソフト面の対策としまして、登下校時の学校職員やP T A役員の交通指導、指導主事やスクールガードリーダーの巡回パトロールや警察署との連携強化を実施しております。また、地域の方々の協力による見守り活動については、増員により全学校で実施できるよう現在検討を進めているところでございます。今後も子どもたちの命を守る取組の充実を図り、継続して実施してまいりたいと考えております。

また、学校におきましては、児童・生徒に対して交通ルールやマナーの指導、通学路上の危険箇所の周知と、登下校時の注意喚起の徹底など、交通安全教育の充実を図り、自らの命を守ることができる子どもたちの育成に取り組んでまいります。

今後も関係機関との連携を密にして危険箇所の早期解消に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、道路の凸凹や路面の色分けなどの対策方法につきましてお答えいたします。

車の速度を抑制する方法としまして、道路路面を凸凹型の、凹凸の盛り上がった形状にするハンプの設置や、歩行者の安全確保として路面の色分けなどについては一定の効果があると承知しております。本市においても、歩道が確保できない通学路に路面の色分けとしてグリーンベルトを設置している路線がございます。

今後も現場を精査し、設置可能な路線については積極的に施工していきたいと考えております。また、道路に設置するハンプについても車の速度抑制に効果が見込まれますので、道

路の形状により設置可能な場所については、先進地の状況や所轄警察署の意見を踏まえまして慎重な議論を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） それでは、よろしくお願いします。

一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の一般質問を終わります。

平山清海議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（木内欽市） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（12番 宮澤芳雄 登壇）

○12番（宮澤芳雄） 議席番号12番、宮澤芳雄です。

旭市議会第4回定例会におきまして、一般質問を行います。

大きく分けて2点の質問を行います。

1点目、過疎地域認定についてお尋ねいたします。

旭市が過疎支援市町村に認定されたと新聞に報道され、私たちは大変驚きました。過疎地域に認定されるとどのようなことが起こるのかとても心配しました。

令和3年4月に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新しく制定され、旭市干潟地区が過疎地域に認定されました。これは、著しい人口減少により地域社会の活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が低位にある地域に、総合かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充を図ると記されています。よく理解すれば地域が困ることではなく、地域の持続的発展を支援してくれることだと分かります。そこで、今現在大変困っていることについて過疎法ではどのような対応が可能なのか教えていただきたいと思います。

（1）基幹産業について。基幹産業の農業、畜産、ハウス栽培などにおいても、これまで後継者問題や担い手の育成などに市として実に手厚い対応をしていますが、さらに過疎法ではどのような対策があるのか、そして安定した利益の確保のためどのような対策が可能なのかお尋ねします。

（2）道路整備について。干潟地区には、道幅が狭く自宅まで救急車が入れない道路があ

ります。改善するため、過疎法でできることはあるのかお尋ねします。また、いまだ未舗装の道路も多く見受けられます。これらについても過疎債での対策は当てはまるのかお尋ねいたします。

(3) 上水道整備について。干潟地区の上水道事業は昭和56年から東総広域水道企業団より上水受水による配水が開始され、水道管の老朽化が懸念されています。本管からメーター計までの配管の取替工事に過疎債は適用できるのかお尋ねします。

(4) 高齢者福祉について。高齢者の買物や通院、ごみ出しなどに対し、市では様々な取組をしていますが、その中でコミュニティバスとデマンドタクシーの事業者に対し補助金が交付されていますが、過疎債ではその補助金に対してさらなる増額は可能であるのかお尋ねします。

大きな2点目、東京オリンピック後の交流についてお尋ねします。

(1) ドイツとの交流について。今年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界中に感動を与えてくれました。旭市でも事前キャンプ誘致のために、2017年に市長がドイツに行き、ドイツ卓球チームの旭市での事前キャンプの確約をしてきました。新型コロナウイルスの感染拡大のため事前キャンプは実現しませんでした。今後ドイツ卓球チームとの交流はどのように続けられるのかお尋ねします。

(2) ザンビアとの交流について。ザンビア共和国は、他市との間で事前キャンプの調印が予定されていました。ところが、その直前に断られてしまい大変困っていました。千葉県の前記事前キャンプ・大会競技支援課は何とかしてあげたいと考え、旭市の体育振興課に助けを求めてきて、旭市での事前キャンプが決定しました。県の職員と市の職員の連携で実現に至ったことは、多くの関係機関に高く評価されました。もちろん、ザンビア共和国は大変感謝しています。そして、これからも交流を続けたいと話しているとのことですが、今後の具体的な交流についてお尋ねします。

(3) 日本卓球協会との連携について。東京オリンピックでは、旭市と深い関係にある日本の卓球チームが大活躍をしました。混合ダブルスでは見事に金メダルを獲得しましたが、あの試合でコーチを務めた田勢コーチ、後に今現在は男子の監督に就任されています。また、解説をしていた宮崎総監督も全て旭市のおかげだと大変感謝していると話しています。宮崎さんは、低迷する日本の卓球を何としても世界に通じるレベルに上げたいと、2001年10月に日本男子代表監督に就任し、その後ジュニアの育成に全力で取り組みました。2010年の千葉国体では、旭市が卓球の競技会場でしたが、運営に携わる旭市体育振興課の職員の姿に、

宮崎さんをはじめ日本卓球協会の皆さんは非常に心を打たれ、この地でジュニアの育成をしたいと考えました。相談を受けた旭市が快く引き受け、翌年から世界ジュニア卓球選手権大会日本代表選手選考会が旭市で行われることになりました。

低迷する日本の卓球界、それもジュニアの大会を温かく受け入れるところではなく、本当にありがたかったと話しています。しかも、旭市で開催されるようになってからも6年間全く芽が出ませんでした。それにもかかわらず、旭市体育振興課の皆さんはいつも温かく私たちを迎えてくださった。そのおかげで、ようやく7年目頃から選手たちが活躍し出して、10年目に金メダルを取ることができた。職員の皆さんには、本当に感謝に堪えないと話しています。いつもお世話になっている旭市には恩返しをしたいと話していると聞きました。日本卓球チームの総監督である宮崎強化本部長と深い関係にある旭市体育振興課から市民に感動を与えてくれるようなイベントの企画を宮崎さんをお願いしてはいかがでしょうか。

以上、1回目の質問は終わります。2回目以降は質問席で行います。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わって、私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課のほうから大きな1番、過疎地域認定についての（1）基幹産業についてお答えいたします。

この特別措置法による直接的な支援はありませんが、旭市過疎地域持続的発展計画において、農業振興に関する様々な事業を計画に盛り込んでおります。

具体的には、農地の保全活動や農業基盤整備、園芸生産の強化、後継者の確保、6次産業化や農産物のブランド化、畜産の臭気対策や家畜防疫事業などです。今後も、新たなニーズの掘り起こしに努め、様々な課題への対応を検討してまいります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 過疎地域認定についてのうち、（２）道路整備について回答いたします。

過疎法による道路の改善につきましては、まず道路の拡幅でございますが、旭市過疎地域持続的発展計画の対象路線とすることで、財源的に有利となり、これまで以上に整備を推進することが可能と考えております。

道路拡幅に伴う具体的な改良路線は、事業化が必要な路線を精査した上で、実施可能なものにつきまして計画変更により対応してまいります。また、未舗装道路につきましても、道路拡幅と同様、計画変更により対応可能と考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） それでは、私からは１項目め、（３）の上水道整備について、本管や本管から水道メーター配管取替工事に過疎債は適用できるのかのご質問にお答え申し上げます。

結論から申し上げますと、上水道施設整備法につきましては、同法による支援措置の対象事業となっていないため、残念ながら過疎債を充当することはできません。

水道の普及率は、令和元年度末で98%を超え、大部分の住民が水道による水の供給を受けている状況が、過疎債の対象となっていない理由ではないかと考えております。今後の老朽化対策につきましては、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、優先度に配慮しながら計画的に更新や耐震化を進め、安定給水に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは（４）高齢者福祉について申し上げます。

起債につきましては、原則として道路や施設の整備などのハード事業が対象になります。しかしながら、この過疎対策事業債につきましては、生活交通の確保や産業の振興といったソフト事業にも適用となっております。

過疎債ソフト分につきましては、市町村ごとに年間金額に上限があり、旭市の場合、令和３年度の発行限度額は3,500万円となっております。

お尋ねの事業者への補助金の増額に過疎債の充当は可能かということですが、地域には様々な課題がありまして、また年間の発行上限額があることから、あくまでも現在の事業の枠組みの中でコミュニティバス運行等事業の干潟ルート分、デマンド交通運行事業の干潟・旭北地区分の起債活用を検討しているところでございます。今後、県と起債借入れの協議をさせていただき、対応できればと考えております。

○副議長（宮内 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、2点目、東京オリンピック後の交流についての（1）から（3）まで、順次お答えいたします。

まず、（1）ですが、ドイツ卓球チームとの交流はどのように続けていくのかとのことでした。

新型コロナウイルスの影響で、事前キャンプは残念ながら中止となりましたが、オリンピック卓球団体で銀メダルを獲得したドイツ男子チームと、オリンピックに6大会連続出場しているティモ・ボル選手から、旭市民に対してのメッセージ動画を頂きました。この動画は、旭市公式ユーチューブチャンネルでご覧になれます。これは、これまでの日独卓球交流事業と2017年のトップセールスがあったからと考えております。

今後のドイツとの交流につきましては、従前からの相互往来による日独卓球交流事業を継続していく予定ではありますが、コロナ禍においては、国際理解教育とコミュニケーション能力や異文化理解を深めるためにオンラインによる子どもたちとの交流を図ってまいります。

2点目になります。ザンビア、今後の具体的な交流はとのことでした。

ザンビア共和国の事前キャンプにつきましても、新型コロナウイルスの影響により中止になってしまいました。しかし、キャンプ受入れのために準備を進めていました応援グッズをザンビア大使館へお届けするとともに、ザンビア共和国の感染症対策として医療用マスク、防護服を寄贈いたしました。大会終了後には、ザンビア選手団から感謝状と友情記念としてユニフォームや開会式で着用していた民族衣装などの数多くの記念品が旭市に送られ、それらは現在、レガシーとして総合体育館に展示してございます。

今後のザンビアの交流については、コロナ禍であるため、ドイツと同様に子どもたちによるオンラインでの交流を行う予定であり、ザンビアの日本大使館及びザンビア大使館など関係機関と、来年1月の実施に向けて調整を進めているところです。

さらに、今後の市のスポーツイベントに大使館職員を招待し、スポーツ交流を行っていきたいと考えております。また、コロナ収束後には、スポーツ交流だけではなく、農業や商業

など様々な交流につなげていくことができるよう準備を進めていきます。

(3)になります。旭市民に感謝を与えてくれるようなイベントをお願いしてはどうかとのことでした。

宮澤議員のおっしゃるとおり、日本卓球協会と旭市は非常に良好な関係を築くことができております。

日本卓球協会の主催する大会は、全国各地で毎回会場を変更して行っている中、3つの大会だけは会場を変更することなく、毎年同じ場所で開催されています。一つは、全日本卓球選手権大会が東京体育館で、二つ目に全国小学校卓球大会が兵庫県神戸市、そして最後に旭市総合体育館で開催されている世界ユース日本代表選手選考会になります。

また、昨年ですけれども、JOCエリートアカデミーの合宿も旭市で受け入れるなど、日本卓球協会からは、困ったときには旭市と言ってもらえるほどの評価をいただいているところです。

今後も、これまでに築いてきた信頼と信用を失うことがないように努めるとともに、市民がトッププレーヤーのプレーを直接見られるTリーグや将来を夢見る子どもたちへの指導会、また来期から始まるパリオリンピック代表選手選考会などを開催していただき、旭市のPRにつながるよう、市スポーツ協会と市卓球協会に協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） ありがとうございました。

それでは、再質問を何点かさせていただきます。

大きな1番の(1)、再質問をいたします。

基幹産業である農業を安定的に継続していくためには、後継者の育成や労働力の確保が大変重要だと考えますが、市ではどのような対策をしていくのかお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 現在、市では、農業の担い手確保や育成、労働力不足の解消を中心に対策を講じており、国の人材投資資金の給付をはじめ、スマート農業の補助事業など様々なメニューに取り組んでいます。

市単独事業としては、令和2年度から親元での就農者を対象に20万円を5年間支給する親

元就農チャレンジ支援金をはじめとし、農業用機械の取得や農地の賃借料を補助する新規就農者支援事業、さらに、人材を育成するための研修会への参加費用を助成する農林水産業後継者育成事業などを推進しております。

今後の新たな取組としては、市外からの労働力を確保するための事業について、来年度から開始できるよう、現在検討しているところでございます。これらの取組により、担い手の確保や労働力不足を解消し安定的な農業経営につなげ、生産者の利益確保を図っていききたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） 大変力強い回答をいただきました。

干潟地区は、もともとほとんどが農家だったんですね。いつ頃からでしょうか、だいぶサラリーマンに転職した方もいらっしゃると思いますが、今でも専属農家も多くありますし、一番のこの問題というのはやっぱり収入と、それから後継者の問題だと思います。

全く、自分たちはそれに対して不満を持っているわけではないんですけれども、手厚い手当てを本当に市はしてくれています。これは確かです。でも、この過疎債というのが、過疎法が適用されたということで、さらなる何かいい条件のものが無いかということでお尋ねしました。ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、（２）の再質問をいたします。

東総有料道路が開通してから、非常に時間帯によって旭小見川線の道路に大変激しい渋滞があります。これは車の渋滞なんですけれども、実は通学にも非常に支障を来していたり大きな問題であります。こういった渋滞の緩和とか、そういったことに過疎債はどのように生かされていくのか、それを一点お尋ねしたいと思います。お願いします。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 県道旭小見川線は、渋滞対策の一環といたしまして、一部バイパス工事を実施中でありますので、早期の完成を目指し千葉県と連携を図ってまいりたいと考えております。

市といたしましては、現在工事中の南堀之内バイパスの早期の供用開始により、国道51号方面への交通ルートが分散され、交通渋滞の緩和が期待されると考えております。南堀之内バイパスについては、過疎計画の対象路線とすることで財源的に有利となり、事業の円滑な

執行ができると考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ちょうど南堀之内バイパスは私の地元なんですけれども、これが開通するということは非常に全体的な大きなまちの縦の流れが、だいぶ今の渋滞が緩和されるとみんな期待しているんですけれども、完成はいつ頃を予定されていますでしょうか。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 南堀之内バイパスでございますが、鋭意、現在工事進行中でございますが、たしか令和6年度末の開通を目指して、現在実施しております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） 非常に楽しみに待っておりますので、よろしくお願いします。

過疎債の適用にもなるということで、非常にありがたいと思います。

（3）に関しましては、上下水道課長からの説明で、十分納得しました。水道は非常に大事ですので、命の水ですので、引き続きそのビジョンによって進行されてもらいたいと思います。

4番の高齢者福祉についても非常にいい回答をいただきましたので、これについて、引き続きまた、干潟地区もそうですけれども、今回は過疎債の質問ですので、干潟地区のために有効に使っていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

1番目の質問はこれで終わります。

大きな2番目の東京オリンピック後の交流について質問いたします。

（1）のドイツとの交流で再質問します。

ドイツ卓球チームの事前キャンプ誘致は、千葉県とデュッセルドルフ市との間で行われているジュニアによる卓球の交流がきっかけになったということですが、その交流について詳しく教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 県では、2005年から相互に使節団を派遣するなどして、スポー

ツや音楽、学術研究など様々な分野で、また多様な団体を通じて交流を行っております。

卓球交流事業は2008年から始まり、18歳以下の子どもたちによる相互往来の交流を行っており、会場については当初から旭市で開催しています。市では過去4回、延べ40人のデュッセルドルフ市の子どもたちを迎え入れ、旭市からはこれまでに合計5人の子どもたちがデュッセルドルフ市を訪れています。

交流事業の内容ですが、卓球はもちろん陶芸や折り紙体験、地域のお祭りへの参加、寺院見学などの日本の文化についても触れるなど、デュッセルドルフ市の子どもたちからは大変好評をいただいております。これらについては、ドイツ卓球クラブチームのホームページなどにも旭市が紹介されているところです。

この交流事業で来日している子どもたちが所属しているボルシア・デュッセルドルフという卓球チームはドイツ・ブンデスリーガの強豪チームであり、メッセージ動画を頂いたティモ・ボル選手や東京パラリンピックで金メダルを獲得したバウス選手などのドイツ代表選手が所属しており、ヨーロッパでも有数のクラブチームです。

新型コロナウイルスにより事前キャンプはかないませんでした。市長がドイツへ訪問した際には、ボルシア・デュッセルドルフの代表やドイツ卓球交流で来日したコーチ、デュッセルドルフ市長にも大変お世話になりました。

ドイツ卓球チームから、キャンプを行うのであれば旭市で行うと約束をいただいたことも、この交流事業を継続して行ってきたことが最大の要因だと考えており、今後も卓球交流を発展させ、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして継続していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） それでは、再々質問を行います。

デュッセルドルフ市と千葉県との交流ということですが、千葉県知事が代わってもこの千葉県の考えは継続されるのでしょうか。ちょっと心配ですから、そこを教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 千葉県では、ドイツ・デュッセルドルフ市と2019年5月に姉妹提携に合意しており、交流事業は継続されると聞いております。また、卓球交流事業の主催者になります千葉県卓球連盟にも継続することを確認しております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） ぜひ、その交流については続けていただきたいと思います。

それでは、ザンビアについての再質問をいたします。

このザンビア、1回目のところでも話しましたがけれども、非常に困っているものを助ける、これは大きな価値があると言いましょうか、本当に強いから、弱いからという問題ではなくて、大陸を、最後のところで聞きますけれども、代表して来る国ですよ、国家。これをやっぱり救ってあげるという考え、これこそ本当の五輪の精神だと思います。本当に素晴らしいと考えています。

せっかく計画したんですけれども、残念ながら流れてしまったんですけれども、もしキャンプが実現していたら、そのザンビアという国は何人くらいの選手がキャンプに参加して、旭市に来たんでしょうか。また、その東京オリンピックに出場した選手団の種目も、参考のために分かりましたら教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 事前キャンプを予定した人数ですけれども、女子サッカーが28人、ボクシングが5人、競泳が3人、柔道が2人、陸上競技が3人、あとザンビアオリンピック委員会の委員、チームドクターなどを含めて総勢44人となります。

オリンピックに参加した種目につきましては、ただいま申し上げた5種目であり、中でも女子サッカーのバーバラ・バンダ選手は、オリンピック女子サッカー史上初となる2試合連続ハットトリック決めるなど活躍したところです。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） すばらしいですね。

これは非常に苦労されたと思うんです。練習会場と、それから練習相手と、そういったことはどういうふうに予定をしていたんでしょうか。お尋ねします。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 練習会場につきましては、総合体育館をはじめ市内スポーツ施設を使用する予定でした。

また、練習相手ですが、千葉県スポーツコンシェルジュなどを通じて県内のアスリートを

用意したり、市内小・中学生との交流練習を予定したりしておりましたが、新型コロナウイルス対策として国から選手との接触は一切禁止されてしまったため、用意することは難しい状況でした。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○１２番（宮澤芳雄） 本当に残念でしたね。できれば、本当にやりたかったんですけども、しょうがないです。

先ほどもちらっと触れましたけれども、オリンピック、これはもう五大大陸の五輪ですから、代表選手というより代表国家の競技の場であるわけであります。アフリカ大陸にあるこのザンビア共和国、この国家との交流、大変意義深いものがあると考えます。

さらに、このザンビアとの調印に関して、千葉県の職員と旭市の職員の連携、これによって実現したということは大変素晴らしいことだと、本当に強い絆が、今後市政に必ず生かされる、そういうふうを考えます。ザンビア共和国との交流を、これからはしっかりと続けていっていただきたいと思います。

県の職員の皆さんも、旭市に対してすばらしく感謝の気持ちを伝えてくれているはずです。本当にありがとうございました。

では、次の質問に入ります。３点目の再質問ですが、敵に塩を送ると言いますが、2020年、昨年２月ですね。中国卓球チームは、コロナウイルスが蔓延する自国に遠征先から帰国することができませんでした。非常に困り果てて、次の大会がどんどんあるのに練習会場の確保もできない、国へも帰れない、そういった中で宮崎総監督に助けてくれということで助けを求めてきたんです。

宮崎さんは、どのくらいの期間ですか、一月半くらいになると。１か月半も中国チームを任せられるのは、もう宮崎さんの考えの中では旭市の体育振興課の皆さんにお願いするしかない、もう即答で考えて、即答というか、すぐそういったひらめきがあって、旭市の職員に助けを求めて来たと聞いています。

旭市体育振興課の職員が、日本卓球協会と綿密な打合せをして旭市での受入れが決定しました。これも残念ながら、日本国内でもコロナウイルス感染者が増え続け実現はできませんでした。中国チーム代表劉国梁氏から、後日、日本卓球協会宛てにお礼状が送られてきたそうです。その文面を、宮崎さんから旭市体育振興課の職員の元にLINEで送られてきました。

私も職員から見せてもらいましたので、その一部を紹介します。

先日は、中国チームが日本で練習をする計画につきまして、日本卓球協会、日本オリンピック委員会、日本政府体育部門の皆様、特に千葉県旭市の皆様が私たちの練習場所やホテルや交通の手配にご尽力くださいました、誠にありがとうございました。ただ、新型コロナウイルスの急速な拡大のため、この計画が実施できなくなったことは大変残念なことでした。中国卓球協会と中国チームは、皆様方がいろいろな段取りをしてくださったことに心から感謝申し上げます。日本の皆様、日本卓球協会や日本チームの皆様がこの状況を無事に、健康に乗り越えていくことを望んでいます。また、この状況が東京オリンピックに影響しないことを心より祈っています。今後ともよろしくお願いいたします。劉国梁。

日本卓球協会が、受け入れる自治体名を伏せていたため、旭市の名前こそ出ませんでした。がピンポン外交としてテレビ、新聞各社により一斉に報道されました。その後、旭市出身のスポーツライターが旭市の紹介をしたとのことですが、その内容を分かりましたら教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 旭市出身のスポーツライターですけれども、卓球界で最も有名なR a l l y s という卓球専門のメディアで日本卓球協会宮崎強化本部長へのインタビュー記事を掲載しております。

宮澤議員の質問と重複しますけれども、中国卓球チームの受入れの詳細について、その内容を紹介いたします。

中国チームですが、新型コロナウイルスが中国国内で蔓延する前の2020年1月、ドイツ・オープンに向けて出国しましたが、その後、感染拡大を受けて中国卓球協会から帰国せずに国外で練習拠点を置くよう通知を受け、オリンピックを控えている中、行き先もなく、困って日本卓球協会へ日本で受け入れてくれないかと相談を持ちかけました。

当時、日本では新型コロナウイルス感染症の拡大が危機的状況ではなかったため、日本卓球協会は中国チームの救済に動き、受入先として、長年世界ジュニア日本代表選手権選考会を開催してきた旭市を選び、2月13日に連絡がありました。

連絡を受け、直ちに市役所内で中国チームの受入れについて協議し、人道的な観点から受入れすることを決定しました。その後、日本卓球協会と面会し、市内のホテルと練習会場となる総合体育館の予約の調整を行い、中国チームとの交渉を始めました。

中国チームとの交渉は、日本卓球協会はもちろん、当時のオリンピック・パラリンピック担当大臣にも協力をいただきながら受入れが決定し、2月27日にプレスリリースを行う予定でありました。

しかし、日本国内においても新型コロナウイルスの影響が拡大し、政府が全国の小・中学校、高校、特別支援学校に向け一斉休校の要請を出したことや、海外からの入国制限などの水際対策措置が決定されたことなどを鑑み、受入れを断念することになりましたが、その後、これら一連の行動に対し、中国卓球協会から旭市に感謝の手紙が届いたところです。

日本卓球協会が最終的に行おうとしていることは、卓球を通じて世界平和への貢献であり、困っている人がいたら手を差し伸べる、スポーツを通じて世界中の人たちと交流し、国と国、地域と地域が仲よくなることと言っております。これはまさしくオリンピック憲章にも通じており、スポーツが持つ力だと考えます。

パンデミックという世界危機の中、受入れすることはかないませんでした。日本卓球協会から真っ先に連絡をいただいたこと、連絡があってから僅か2週間で世界トップの中国チームに旭市を選んでいただけたことは、旭市にとって大変栄誉なことであり、スポーツが持つ力を、今後小・中学校の教育へつなげていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） すごいというか、ちょっと驚きのことなんですけれども、この中国チーム、実は日本国内、東村山市だったかな、かなり熱狂的に中国チームの卓球チームを呼びたいとこっちからお願いしたら、国内ではキャンプはしませんとあっさり断られたんだそうです。

その中国チームが、ちょっと聞いた話では、旭市でキャンプをしたいんだという話があったんでしょうか。もしそんなことがあったとしたらすごいことなんですけれども、ちょっと分かる範囲でお聞かせください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 中国卓球チームですけれども、事前キャンプは行わないと聞いておりました。

先ほど答弁しました旭市での受入れは、昨年、2020年3月末から6月中旬までの約3か月の間の予定でした。オリンピックの1年延期が決定される前の出来事であったため、それが事

前キャンプに位置づけられたことと思います。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） それにしても、ちょっと本当に卓球界では世界が驚くような話だと思うんですけども、これはもう劉国梁さんのお礼のお礼状の中にもありましたけれども、大変な感謝という言葉があったんです。

ちょうどあの折に、中国の代表、習近平さんですか、日本に来るという話があったんですね。当然、3か月もいたら恐らくこの劉国梁さん、彼は政財界や華僑に、非常に自分の弟子を多く出しているんです。恐らく、旭市長が呼ばれるか、向こうが来て礼を言われるようなことがあったかどうか分かりませんが、そんな期待もしていました。素晴らしいです。

もう中国卓球協会と旭市、はっきり言って体育振興課ですね、交流はもう既に始まっているんだと思いますよ。中国国内において、劉氏の存在は本当に絶大です。最も国家が大切にする財産なんです、卓球チームは。そこの代表からこういったメッセージをいただけるということは、もう本当に素晴らしいことだと思います。

中国卓球協会と、旭市体育振興課によるピンポン外交がもう始まっていると思います。いずれ日中外交の橋渡しをするきっかけになる日が必ず来ると強く信じています。引き続き、この交流を大事にしていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は、自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○副議長（宮内 保） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（2番 永井孝佳 登壇）

○2番（永井孝佳） 議席番号2番、永井孝佳です。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

質問は大きく分けて四つです。

一つ目は、区の在り方について質問させていただきます。

旭市では、150を超える区があります。地域活動の核として必要不可欠な組織だと思います。しかし、任意団体ということで、入る、入らないは個人の自由となっております。そう

いうことから、若い人を中心に区に入らない方が増えているように感じます。

そこで、（１）の質問は、区の加入世帯数と加入率の推移をお伺いいたします。

続きまして、（２）の質問は、市は区にどのような事務をお願いしているのか、また市から依頼された事務以外にどのような役割があるのかを、分かる範囲でご回答をお願いいたします。

（３）の質問としまして、市外からの転入者や旭市内の転居者に対して、区に入ってもらうためにどのようなアプローチをしているのかをお伺いいたします。

次に、大きな２番、自主財源について質問させていただきます。

旭市の財政は健全だと認識しておりますが、これから高齢化が進み、社会保障費が増えていきます。さらに、老朽化施設の更新や修繕も増えていきますので、少しでも自主財源を増やしたいと考えております。本来なら、景気をよくしたり企業を誘致したりして、事業税や所得税が上がっていけば一番よいのですが、そう簡単にはいきません。今回は、もっと細かい部分について質問したいと思います。

ということで、（１）はネーミングライツについて質問させていただきます。

スポーツ施設や文化施設の名称に、スポンサー企業の名前や商品名を付与する権利のことで、命名権とも呼ばれています。大きなところでは、千葉市のＺＯＺＯマリンスタージアムやフクダ電子アリーナなどがあります。まず、こういう制度を旭市でも導入することが可能かどうか、見解をお伺いいたします。

続きまして、市では様々な配布物や封筒を使用しております。その数もかなりの枚数になっております。これらの紙媒体に広告を入れられないかと考えております。

そこで、（２）の質問として、広告を入れるとしたらどのようなものが入られるかをお伺いいたします。

続きまして、（３）の質問で、ふるさと納税についてお伺いいたします。

市外にお住まいの方から寄附を頂き、返礼品を返す制度ですが、どのくらい寄附があり、どのくらい市外に流出しているのか。また、返礼品や経費がどのくらいかかっているかをお伺いいたします。

続きまして、大きな３番は空き家について質問いたします。

旭市に限らず、全国的に空き家が問題になっております。管理されずに放置された空き家は破損や倒壊の危険があったり、臭いや衛生上の問題、景観の問題、放火の心配など、様々な悪影響をもたらします。しかも、時間が経過すると相続が複雑になり、誰も手が出せない

状況になってしまいます。できるだけ早い段階で対応しなくてはならないと思います。

そこで、（１）の質問です。空き家は、市内にどのくらいあるのかをお伺いいたします。

（２）の質問は、管理されていない空き家について市民から苦情があった場合は、どのような対応をしているのかをお伺いいたします。

最後に、大きな４番目はごみの減量化についてです。

先日、東総地区クリーンセンターに文教福祉委員会で視察に行ってきました。最先端の施設で、有害物質を出さない、安心・安全の施設だと感じました。さらには、熱エネルギーを利用しての発電や溶融物、メタルやスラグと言われる金属を資源化することによって、最終処分量が大きく減らされているそうです。

そんな最先端の施設ですが、集められるごみの量は処理能力の限界に近いとのことでした。つまり、これ以上ごみが増えると処理能力を超えてしまうということです。

発生するごみの量を減らすことが重要だと思いますが、どのような取組を講じているのかをお伺いいたします。

以上が１回目の質問となります。再質問からは、質問席からさせていただきます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、１番目の区の在り方についてのうち、（１）区の加入状況についてご回答申し上げます。

過去５年間の加入世帯につきましては、平成２９年度が１万６,１２１世帯、平成３０年度が１万６,１３１世帯、令和元年度が１万６,０２２世帯、令和２年度が１万５,９６５世帯、令和３年度が１万５,８５３世帯となっております。５年間で約２６８世帯減少している状況となっております。

加入率のほうでは、平成２９年度が６２.１％、令和３年度が５９.４％と、２.７％の減少となっている状況でございます。

続きまして、区の役割についてということになります。

現在、市から、区民の方への、区へお願いしている事務につきましては、区民への全戸配布、または回覧による行政からのお知らせを月１回お願いしている状況であります。また、防災訓練やごみゼロ運動などの各種事業への参加、民生委員、児童委員など各種委員の推薦などをお願いしているところでございます。

３番目に、区の在り方についてでありまして、（１）区の加入促進についてになります。

転入される方に対しまして、市民生活課の窓口で転入の届出時に、区への加入案内のパン

フレットを配付し、希望する方がありましたら総務課から区長へご案内を行っているような状況でございます。なお、このパンフレットにつきましては、市のホームページにも掲載しておりまして、そういった面でも周知を図っているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、2、自主財源についてのうちネーミングライツについて、紙媒体などに広告を入れることについての2点についてお答えいたします。

初めに、（1）ネーミングライツについて、導入することは可能かとのことでございましたが、自主財源の確保につきましては、税をはじめとする各種債権の収納について、各債権担当課において収納率の向上に努めているほか、基金の運用やふるさと応援寄附の推進、未利用の市有財産の売却など自主財源の安定的な確保について取り組んでいるところでございます。

議員ご質問のネーミングライツにつきましては、自主財源確保の新たな手法として導入が進んできておりまして、県内でも幾つかの自治体で導入されていると聞いております。ネーミングライツによりまして、市所有の施設の維持管理の財源を確保できるメリットがございますし、他自治体の例もございますので、財源確保の新たな手法として導入することは可能であるというふうに考えております。今後、他自治体の例を情報収集しながら研究、勉強してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）になります。紙媒体などに広告を入れることについて、どのような媒体に入れることができるのかとのご質問でございますが、本市では平成25年に旭市広告掲載基準要綱を制定し、広告媒体として活用可能なものにつきまして、その広告掲載の基準などを定めております。

現在は、コミュニティバスの車体の側面及び後部への広告、また、市のホームページへのバナー広告掲載を行っております。また、その他想定できる広告媒体としましては、市の広報紙や窓口で使用する封筒などが想定されます。

私からは以上です。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは（3）のふるさと納税の現状について申し上げます。

まず、令和2年度の例で申し上げます。昨年度1年間で、寄附額が7,336万3,434円ございました。そこから、返礼品代ですとかその送料、手数料などの経費、それが3,319万808円かかっております。これを差し引きますと、実質的には4,017万2,626円ということで、寄附額に対する実質収入額の割合は54%ということになっております。

それとは別に、外に出ていってしまっているお金ということでお話がありました。これに関しましては、外へ幾ら出ていったかということではなく、旭市の税収に幾ら減収分があったかということでお答えしたいと思います。

減収分につきましては、昨年度1年間で4,506万8,240円になります。これだけ見ると、マイナスになっちゃっているんじゃないかというような感じがあるんですけども、この減収分に対しましては国のほうから75%の交付税による補填措置がございます。その補填措置が4,506万8,240円の75%ですので、3,380万1,180円ということになっております。これら全てをひくくめて、入ってくる分、それから出ていく分の差額は2,890万5,566円の収入ということになります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私のほうからは、3番、空き家問題について、（1）空き家がどのくらいあるか、（2）管理されていない空き家に対してどのような対応をしているかについて回答いたします。

（1）空き家と思われる建物の件数につきましては、平成30年度に実施いたしました空家等実態調査により、1,129件と把握しております。

次に、（2）でございます。基本的な対応といたしましては、管理されていない空き家の近隣の方から相談や苦情がありましたときは、所有者または管理していると思われる方を調査いたしまして、電話や文書により相談内容等をお伝えし、対応をお願いするとともに、空き家等の適切な管理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな4番のごみの減量化についての（1）についてお答えいたします。

本市のごみ減量化対策、取組としましては、3Rの推進を重点的に取り組んでいるところでございます。3Rとは、ごみの発生を抑制するリデュース、繰り返し使うリユース、再資

源化を行うリサイクルのことで、ごみを減らし、また資源を大切にすることを目的とした取組です。一例を挙げますと、生ごみ処理機及び生ごみの堆肥化容器、コンポストを購入した方に対し、購入費の一部を助成しております。また、自主的に資源ごみを回収する団体へ奨励金を交付し、資源化の推進を行っております。いわゆる資源ごみの集団回収促進事業でございます。

そのほか、レアメタル等の貴重な資源を有効活用するため、本庁舎、海上出張所、飯岡地区の旭市保健センター、あと、ひかた市民センターの4か所に専用ボックスを設置し、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電、これの回収を行っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、建設課長より発言を修正したいとの旨の申出がありましたので、発言を許可いたします。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 先ほど、宮澤議員のご質問の中で、南堀之内バイパス完成時期につきましてのご質問で令和6年度完成と回答させていただきましたが、正しくは令和5年度工事完了、6年度供用開始を目指しておりますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○副議長（宮内 保） 引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 大きな1番の（1）について再質問させていただきます。

5年間で2.7%減っているということで、じわじわ減っているのが分かりました。減少傾向にある状況について、その原因はどのようなものが考えられるかお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 減少には様々な要因があると思いますが、正確な内容については把握できていないのが現状でございます。新規に加入する世帯の減少や、区費や行事への参加、役割などの負担に対する抵抗感、ライフスタイルの多様化なども原因の一つではないかと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 減少の理由として、区費や役割の負担など考えられるということですが、区への加入を断られるときの理由で一番耳にするのが、区に入ってもメリットがない、区を辞めても困らないというものがあります。実際には、区に入るメリット、区に入らないデメリットなどはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は地域コミュニティの核となる組織でありまして、メリットやデメリットで表現しにくい部分がございます。

地域の共通課題などを地域で考え、共通の利益のために活動できるといった点が最大のメリットではないのかなというふうに考えております。また、様々な活動を通して地域コミュニティが高まることで、防犯活動や防災活動などに大きな力が発揮でき、住みよいまちづくりにつながるものと考えております。

区に入らないデメリットとしては、区費で運営する施設であったり、区民館やごみステーションなどの区の施設を利用することができない可能性などが考えられると思います。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 区はもちろんメリット、デメリットで入るものではないと、お互いの共助のために入るものだとは認識はしているのですが、どうしても若い方などは、任意団体ということでメリット、デメリットがないと入らない方が多いようです。

続きまして、（2）ですが、区の役割について、回覧や各種イベントへの参加、各種委員の推薦などのほかにも、地区によってはどぶ掃除やごみステーションの管理、子ども会、老人会、消防団の活動費を出したり人員を確保したり、あとは街灯の電気代も区で出しているところもあると思います。

再質問になりますが、区の役割をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は、自分たちの地域を自らが治めることを基本とした地域コミュニティの核となる大変重要な地域の団体であると考えております。地域住民の豊かな住みよいまちづくりのため、地域における様々な課題や問題の解決に取り組むこと、地域の親睦を深めながらふれあいの輪を広げて地域の連帯意識の向上に努めることなど、地域の支え合いや助け合いの意識から地域の絆を育み、地域のコミュニティが高まることで、防犯活動や防災活動などに大きな力を発揮してくれるものと考えております。

また、行政といたしましても、区から寄せられた意見や要望はその地域住民の総意として受け止め、対応しているような状況でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 防犯や防災、あとは地域の意思決定など、様々な活動において区は大事な組織だというのが分かりました。

再々質問ですが、世帯が減って存続が厳しい地区があります。消滅危機にある地区の合併案などはございますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 先ほど申し上げましたが、区は自分たちの地域を自らが治めることを基本とした任意の団体でありますので、市が主導して合併を進めていくということは考えておりません。過去にそういったご相談があつていろいろお手伝いしようとしたときもあったんですけども、なかなか地域のそれぞれの団体の考えがまとまらなかったというようなことで、そういった事案にならなかったことがありました。

しかしながら、加入戸数が減少し、役員の選出などで運営が厳しくなっている状況も伺っているところでありまして、ある程度地域の合意形成が図られ、合併を進めたいという相談がございましたら、規約の改正だったり説明会の資料作成だったり、そういったところを行政としてできることを支援していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういう合併とかに市が関わるのは難しいということが分かりました。

もし相談があればぜひご協力をお願いいたします。

4回目の質問ですが、遠くない未来に区がなくなってしまう可能性もゼロではないと思うんですけれども、区がなくなってしまうても問題はないのでしょうか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は地域コミュニティの核となる大変重要な地域の団体であると考えておりまして、万が一区がなくなった場合、個人と行政との間の中間的な解決機能がなくなるわけですから、住民の安全・安心が脅かされ、地域社会に問題が発生したときなど、個人や行政の対応すべき負担が増えることになってしまうと思われれます。地域の特色や伝統文化などが継承されることがなく失われ、治安や生活環境の悪化なども懸念されていると思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 私も区はとても大切だと思っております。

それを踏まえて、（3）の再質問をさせていただきます。区に加入を推進するための条例などは本市にありますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 現在、区への加入を促進するための条例は制定してございません。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういった条例はないということなんですけれども、そこで再々質問になります。条例を制定している市や町もそうですが、整備の考えはございますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は任意の団体でございますので、加入を強制することはできないものと考えております。制定している自治体では、加入の努力義務を定めているところが多い状況となっております。市といたしましては、条例を制定する予定はございませんが、区は市民生活や市政の円滑な推進のため必要不可欠な存在でございますので、各区の独自性を尊重した上で、運営の手助けや各種情報の周知といった側面からのサポートを引き続き注力

していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 条例化は難しいが、必要だということは変わらないということなので、法律の問題や移住者が減ってしまうということなどから条例化は難しいと思います。条例化は難しいとしても、市長に方向性を示していただければ大きな力になると思います。

最後の質問ですけれども、市長に回答していただきたいのですけれども、なるべく区に加入したほうがよいかどうか、それについてご見解をお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 永井議員のご質問にお答えいたします。

区につきましては任意の団体ではありますが、地域コミュニティの核となる組織として、市民生活や市政の円滑な推進のために必要不可欠な存在であります。私が取り組んでいますチーム旭でのまちづくりにとっても、地域との対話を行う上で非常に重要な役割を担っていただいているところです。区への加入促進につきましても、区長をはじめとする役員の皆様のご意見や地域の実情を十分に伺いながら、行政としてできる範囲で取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 市長のほうから、チーム旭にも必要だと力強い方向性を示していただきました。市政のために区への加入は必要だと思います。私もそうですが、議員の皆様、市役所職員の皆様、率先して区に協力していただき、今の体制を維持できるようにご尽力をいただきたいと思います。

それでは、大きな2番目に行きたいと思います。

（1）の再質問ですが、ネーミングライツの可能性はあるとのことですが、旭市に導入するとしたらどのような施設が考えられるかを伺いたいと思います。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 導入実績のある自治体の事例を見ますと、議員先ほどおっしゃいました野球場、サッカー場、体育館といったスポーツ施設や公民館施設、ホールといった文化施設で導入されているようです。いずれも集客性のある施設であるというふうに

考えられます。

もし今後ネーミングライツを本市で導入するとなれば、対象の可能性のある施設としては旭市総合体育館、スポーツの森公園野球場、海上コミュニティ運動公園野球場、そして現在整備中のサッカー場などが想定されるかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 野球場や体育館や、サッカー場やスポーツ施設、文化施設などが可能性があるということですけれども、意外と総合体育館とか海上のコミュニティ野球場とか、名前が浸透しなくて、海上の野球場ですと今まで2か所あって、どちらの野球場みたいなふうになったので、ぜひぜひ固有名詞をつけてもらって愛着が湧くような名前にしてもらおうととてもありがたいと思います。

再々質問になりますけれども、ネーミングライツについて課題や懸念事項などございましたらお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） ネーミングライツにつきましては、まず導入することで、企業側のほうから見ますと、施設に企業名、商品名がつくことでの宣伝効果、また企業の地域貢献といったメリットが、自治体側から見ますと、施設の維持管理費の財源として充当できるというまずメリットがございます。

一方で、このネーミングライツは、ご存じかと思いますが、大都市圏以外では応募する企業が少なく、企業名や商品名が目立つことで施設の機能がかえって分かりにくくなるおそれがある。また、ネーミングライツの期間が比較的短いことから、短期間で施設の名前が変わる可能性があり、混乱するおそれがあるなどといった課題もあるというふうに言われております。また、導入を検討する際には詳細を定めたガイドラインの策定等も必要となります。

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたが、自主財源確保の新たな手法として、今後他団体の事例を情報収集しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 様々な課題があるようではありますが、広告と収入というビジネスだけではなく、地域と企業の結びつきになるような制度になればうまくいく可能性はあると思いま

す。ご一考いただけると幸いです。

続きまして、(2)の再質問になります。

広報紙や封筒などが可能性があるということですが、広報紙の発行部数や封筒の年間使用枚数などが分かればお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 広報紙につきましては月2回発行しておりますが、1回の発行部数は2万500部となっております。また、市民課等の窓口で使っております封筒につきましては、今年度3万枚を作成しております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 広報紙が月2回で2万500部、封筒が3万枚ということですので、結構な枚数になると思います。こちらに、企業にスポンサーになってもらって、発行の足しに少しでもなればと思います。企業も宣伝効果になればウィン・ウィンだと思いますので、金額は小さいですがやってみる価値はあると思います。

そこで再々質問ですが、広報紙や封筒に広告を入れることの課題や懸念事項などあれば教えてください。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 広報紙や封筒、ホームページへの広告掲載の状況について参考にお答えさせていただきます。

令和2年度の県の調査によりますと、広報紙については県内64.8%、封筒については53.7%、ホームページについては94.4%の市町村が既に広告掲載のほうを行っているというふうに調査の結果が出ております。このような状況から、新たな財源として広報紙や封筒への掲載についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、検討する際には、先ほども申し上げました旭市広告掲載基準要綱で定める掲載の基準等を基に、まず広告自体が社会的に信用度が高く、市民の誤解を招かないといった、十分に精査するためのルールづくりなどが課題であろうというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） こちらのほうも前向きにご検討をお願いいたします。

続きまして、ふるさと納税のほうですけれども、入ってくるもの以上に出ていくものもあるんですけれども、その分に関しては国から75%の補填があるということでしたので、もっと積極的にふるさと納税で寄附を募りたいと思うんですけれども、旭市ではどんな返礼品が人気があるかお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 返礼品で多くの申込みがある特産品につきましては、寄附の件数で申し上げますと、エビフライやイチゴなどの水産加工品や農産物、コショウランや市内の縫製工場で製造しているバッグなどが返礼品として人気があるものでございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 旭市の特産品、食べ物や、バッグなど工業製品ですね、そういうものの活性化にもなりますので、ぜひぜひふるさと納税制度を進めていただきたいと思います。もっとふるさと納税を増やすためにどのようなPRをしていくのかお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 全国的に寄附金が多い自治体、こちらにつきましてはその知名度や魅力的な返礼品があることが理由であると思います。全国的に知名度のある自治体には多くの寄附が寄せられ、肉ですとか米などはふるさと納税のポータルサイトでも紹介され、人気の返礼品となっておるところでございます。本市におきましても、市内の縫製工場で製造しているバッグを返礼品として提供したところ、人気があり、寄附金額の増加に貢献しております。

現在、本市では169品の返礼品を用意しておりますが、旭市の特産品を市外にアピールできるように、今後もより魅力的な返礼品の充実に努めていきたいと考えております。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） とてもよい方向に進んでいるようですので、今後も推し進めてほしいと思います。

では、大きな3番目に入ります。

空き家が市内に1,129件あるということですが、とても数が多いなと感じました。独居世帯や高齢者世帯が多いことから、これからはもっと増えていくと思われます。相続ができな

くて放置されるケースも少なくない聞いております。

そこで再質問ですが、相続を迅速にしてもらう対策などは本市ではございますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 相続が迅速にされるための対策につきましては、迅速にされないその要因が様々であり、難しい状況であります。国では、相続後の対策として、空き家の発生を抑制するための特例措置で、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除があります。内容といたしましては、一定要件の下、空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が耐震リフォームまたは取壊しをした後に、その家屋または敷地を譲渡した場合に、その譲渡にかかる所得金額から3,000万円を特別控除するというものであります。空き家等及び空き家等の跡地の利活用を相続された方に促すものであります。

旭市におきましても、空き家等及び空き家等の跡地の活用促進につきましては、今年度末作成予定の旭市空家等対策計画の中に盛り込みまして、旭市空家等対策協議会において協議していただく予定となっております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういった控除があるのは知らなかったので勉強になりました。相続というのはとても難しいと思いますけれども、空き家が、亡くなった方になっている場合ははがきをいつ出すとか、そういうものができないのかなと考えますけれども、できたらお願いしたいと思います。

相続ができたとしても、有効活用ができずに放置されるケースもあると思います。市が空き家の有効活用の後押しをできないかと考えているんですけれども、かねてから伊藤保議員や本日の井田議員からもありましたけれども、空家バンクの設置が必要だと私も考えております。井田議員のときにご見解をお聞きしましたけれども、もう一度ご見解をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 空き家等の有効活用につきましては、代表的な施策といたしまして空家バンク制度が挙げられます。空家バンク制度は、空き家等の賃貸及び売買に関し市が橋渡しを行うことで、空き家等の有効活用を目的としているものです。空家バンク制度の

具体的な内容につきましては、今年度末作成予定の旭市空家等対策計画の中に盛り込みまして、旭市空家等対策協議会において協議していただく予定となっております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 私が議員になってから4件、空き家を探していると問合せがありました。まだ4、5か月ですのでとても多いと思います。3件は若い方からの問合せでした。うち2件はサーファーの方からです。古くて安い物件の需要はかなりあると思います。移住促進にもなりますし、空き家の有効活用にもなりますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

続きまして、（2）の管理されていない空き家についてですが、書面と電話での連絡までしか現在ではできないということですが、これから特定空家について協議会で決めていくと思いますので、踏み込んで対応ができるように、そういう指針を期待しております。

再質問になりますが、近隣住民の生命や財産に影響を及ぼすような物件については応急措置を取る必要があると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 危険な建物についての応急措置につきましては、市民に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、旭市空家等の適切な管理に関する条例により、緊急安全措置ということで、当該危険を回避するための必要最小限度の措置を行ってところでございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういう措置があるということで安心しました。迅速に適用をお願いします。壁が崩れたり屋根が飛んできたら危険ですので、必要な場合はぜひよろしくお願いいたします。

空き家がぼろぼろになっても撤去されない理由の一つに、財政面もあると思うんですが、土地に価値があるならば壊しても元が取れますが、価値がない場合は解体費用を捻出するのが難しい場合もあると思います。低所得者に限り、解体費用の一定割合を補助する制度があってもよいと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 空き家等に対する補助制度につきましては、空き家及び空き家の跡地等の有効活用を目的としたものに対する補助制度の検討を旭市空き家等対策計画に盛り込む予定となっております。例えば、空き家等を地域交流施設等へ活用する等の再利用を目的とした改修費用及び空き家等の跡地をポケットパーク等として利用することを目的とした除去費用に対する補助制度です。具体的な内容及び実施方法につきましては、旭市空き家等対策協議会におきまして協議していただく予定となっております。

また、議員ご質問の経済的な理由により適切な管理が困難な所有者等に向けての助成制度につきましては、現在実施の予定はございません。しかし、市民からのニーズ等を踏まえ、今後の検討課題としてまいります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） この空き家等については、これから話し合われる協議会でいろいろ決まっていくと思います。ぜひ前向きな協議をお願いいたします。

空き家問題を放置すると、お化け屋敷だらけの市になりかねません。そんなまちに移り住もうとは思いませんし、観光にも行きたくないと思います。とても難しい問題だとは思いますが、目を背けずに取り組んでいかなければならないと考えております。

最後に、大きな4番目の質問に移ります。ごみの減量化についてです。

ごみを減量化するために様々な対策を講じていることが分かりました。これを周知していただいてごみを減らしていきたいと思います。その中でも、生ごみを減らすことが大事だとお聞きしました。再質問になりますが、生ごみを減らすことについて、どのような対策、取組を講じているのかをもう一度お伺いしたいと思います。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 生ごみを減らすには、食べ残しなどの食品ロスを減らしていく必要がございます。市内の小・中学校では、食育を通して子どもたちに食べ物を粗末にしないよう指導が行われております。

なお、一般の家庭から排出される生ごみの減量化対策としましては、先ほどお話ししました生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器、これらの普及、利用促進を図っております。

また、手軽にごみの減量化を図る方法として、ご家庭で生ごみの水切りを徹底していただければごみの重量を約10%減少させることが可能になると聞いております。生ごみの水切り

に関しましては、市で作成しましたごみの分け方、出し方や50音順のごみの品目別一覧表に明記するほか、指定ごみ袋に記載するなど、実践につながるよう周知に努めているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 生ごみを減らすには、食品ロスをなくすこととか水切りをしっかりとすること、乾燥させること、堆肥化させることが大事だということが分かりました。これから周知していきたいと思います。

再々質問ですけれども、ごみの減量化にはもう一つ、雑紙を減らすことが大事だとクリーンセンターの所長からお聞きしました。私は雑紙という概念を知らなかったんですけれども、新聞や雑誌はリサイクルに出しますけれども、お菓子の箱やティッシュ箱は普通ごみで出していました。雑紙をそういう雑誌なんかと一緒に出せるというのを知らない方も結構いらっしゃるんじゃないかと思います。

そこで再々質問です。雑紙についてはどのような対策、取組を講じていますか。また、市民への周知方法についてお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） お菓子の箱や包装紙などの雑紙につきましては、雑誌などと一緒に資源ごみとして出していただくことになっております。しかし、現状では普通ごみ、燃えるごみとしてごみステーションに出されているものもあるようでございます。ごみの減量化対策として、雑紙などのリサイクルについては引き続き広報紙や市のホームページ、区長回覧などを通して周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ごみ問題は周知徹底をして市民の意識を変えていくしかありません。効果的な周知方法を用いて根気強くやっていくしかないと思います。行政、議会ともに発信するツールを持っておりますので、そういったツールでこつこつと周知していかなければならないと思います。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○副議長（宮内 保） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時38分